

川場村 地域福祉計画・地域福祉活動計画

自殺対策推進計画

成年後見制度利用促進計画

【パブリックコメント版】

平成31年3月

川場村

川場村社会福祉協議会

はじめに（あいさつ文 案）

超高齢社会や核家族化、個人の価値観や生活形態の多様化、長引く不況などさまざまな要因から、地域の住民同士のつながりが希薄になってきていると言われていています。また、これらの社会背景により、ひとり暮らし高齢者の地域からの孤立や老老介護、障がいのある方の「親亡き後」の暮らしの不安など、新しい課題の発生や課題そのものの複雑化・多様化を招いています。更に、超高齢社会と核家族化の進行、地域のつながりの希薄化は、課題を抱えた人自体を増加させており、福祉をとりまく環境は大変厳しいものであります。



本村では、支援を必要とする村民の方をいかに早期に発見し、複雑な生活課題をいかに解決していくかは大きな課題としてとらえています。その解決のためには、役場が主体である公助のサービスの強化・相談体制の強化はもとより、隣近所での助け合いである互助を促進する「地域づくり」、社会福祉法人をはじめとする地域で福祉サービスを提供する共助と連携した複雑な課題解決のための「仕組みづくり」、地域福祉が推進されるための基礎となる「人づくり」を行っていく必要があると考えています。

そのため、このたび本村では、これらを計画的に進めることを目的に、「川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画では、「地域づくり」「仕組みづくり」「人づくり」の3つの枠組みで村内の事業を整理し、地域福祉の観点から各事業を推進させていくことで、「誰もが安心していきいきと暮らせるむら かわば」を実現させるとともに、国の掲げる、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現も目指します。

今後、本計画の推進を通じて、地域における支え合い活動の輪を広げ、村民の皆様をはじめ、福祉事業者、村社会福祉協議会などと協働で地域ぐるみの福祉をつくってまいりますので、皆様の格別の御理解、御協力と更なる積極的な参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、住民座談会、村民アンケート調査に御協力をいただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

川場村長 外 山 京太郎

はじめに（あいさつ文 案）

核家族化や超高齢社会の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域でのお互いの助け合い、支え合いが薄れてきており、本村の福祉をとりまく環境は大きく変化しております。

こうした中、地域における福祉課題も多様化・複雑化し、公的サービスだけでは対応できない様々な福祉課題が増加しております。



これらの課題の解決には、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、村民の福祉ニーズを的確にとらえ、効率的かつ効果的な施策を展開していかなければなりません。そして、村民一人ひとりが主体となり地域全体の課題に取り組み、様々な社会資源が連携し合い課題解決に取り組む新たな仕組みづくり、いわゆる「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現が必要です。

川場村社会福祉協議会は、子どもからお年寄りまで、地域のすべての方々が、心豊かに住み慣れた地域社会で暮らせるよう、地域の皆さまと手を携えて地域福祉を推進しております。

今後、将来にわたり「住みやすい地域」を実現していくために、村民一人ひとりが地域福祉について考え、主体的に出来ることを実行するような、地域福祉が推進される豊かな土壌を育むことが大切であると考えております。

こうした状況を踏まえ、村民の皆さまをはじめ、関係役員、関係機関、団体等のご協力をいただきながら、川場村と連携し、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に作成しました。

川場村社会福祉協議会では、この計画に基づき、地域福祉活動の推進に努めてまいりますので、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた地域福祉活動計画策定委員をはじめ、住民座談会御参加の皆様及び村民アンケート調査に御協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

社会福祉法人 川場村社会福祉協議会
会 長 小林 幹雄

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけと性格.....	2
3. 計画策定の経過及び体制.....	3
4. 計画期間.....	3
第2章 川場村の現状.....	4
1. 人口、世帯数の状況.....	4
2. 少子高齢化の状況.....	5
3. 障がい者の状況.....	7
4. 要介護者等の状況.....	8
5. 村民アンケート調査、団体ヒアリング、住民座談会からみえる課題.....	9
(1) 村民アンケート調査.....	9
(2) 団体ヒアリング.....	18
(3) 住民座談会.....	21
第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方.....	24
1. 計画の基本理念.....	24
2. 計画の基本目標.....	24
基本目標1 地域づくり.....	24
基本目標2 仕組みづくり.....	24
基本目標3 人づくり.....	24
3. 計画の体系と施策.....	25
第4章 具体的な取り組み.....	26
基本目標1 地域づくり.....	26
(1) 子育てを支える地域づくり.....	26
(2) 安心して暮らせる地域づくり.....	28
基本目標2 仕組みづくり.....	32
(1) 子育てを支える仕組みづくり.....	32
(2) 安心して暮らせる仕組みづくり.....	33
(3) 地域福祉を推進する仕組みづくり.....	34
(4) 複合的な課題等に対応する仕組みづくり.....	36
基本目標3 人づくり.....	39
(1) 福祉人材の確保と質の向上.....	39
第5章 自殺対策推進計画.....	41
1 計画策定の趣旨等.....	41
(1) 計画策定の趣旨.....	41
(2) 計画の位置づけ.....	41
(3) 計画の期間.....	41

(4) 計画の数値目標.....	41
2 わが国の自殺の特徴.....	42
(1) 自殺者数の推移.....	42
(2) 原因・動機別の自殺者数の推移.....	43
3 計画の基本的な考え方.....	44
(1) 計画の基本方針.....	44
4 いのち支える自殺対策における取組.....	45
(1) 具体的施策.....	45
(2) 成果指標.....	49
第6章 成年後見制度利用促進計画.....	50
1 権利擁護を取り巻く現状.....	50
2 成年後見制度利用促進基本計画.....	51
3 本計画の期間について.....	51
4 推進施策.....	52
第7章 計画の推進と進捗の管理.....	53
1. 計画の推進.....	53
2. 計画の進捗及び評価.....	54
(1) 計画の公表.....	54
(2) 計画の進捗及び評価.....	54
資料編.....	55
1. 計画策定の経過.....	55
2. 川場村地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	56
3. 川場村地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	58
4. 事務局.....	59

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

超高齢社会、核家族化、価値観や生活様式の多様化など様々な背景から、地域の住民同士のコミュニケーションが希薄となり、人間関係やお互いに支え合う機能が弱まっています。また、経済的な格差や暮らしの不安などにより増加している生活困窮者への支援、単身高齢者等の地域からの孤立、高齢や障がいによる判断能力の低下した方への権利擁護など、新たな課題も発生しています。

このため、国では2018年（平成30年）4月に社会福祉法を改正し、国および地方公共団体の責務として、地域福祉を行う関係機関や活動団体が健全に発展するよう支援すること、併せて地域住民の参加を促進することを求めています。また、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成しつつ、行政の福祉サービスと協働していく「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現には、地域住民はその地域の問題を「我が事」のように捉えることが必要です。そして行政は多様化・複雑化している問題に対し、それを「丸ごと」受け止められる場を作ることで、一般的な福祉サービスだけでなく、今までは専門的な知識がないとなかなか利用しにくかった福祉サービスでも、必要とされる人・地域へと適切に行き渡るよう、支援していくことが必要です。

川場村では、村民の生活課題を解消し、住み慣れた土地で自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」を目指し、その実現のために「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進すべく、「川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定致しました。

2. 計画の位置づけと性格

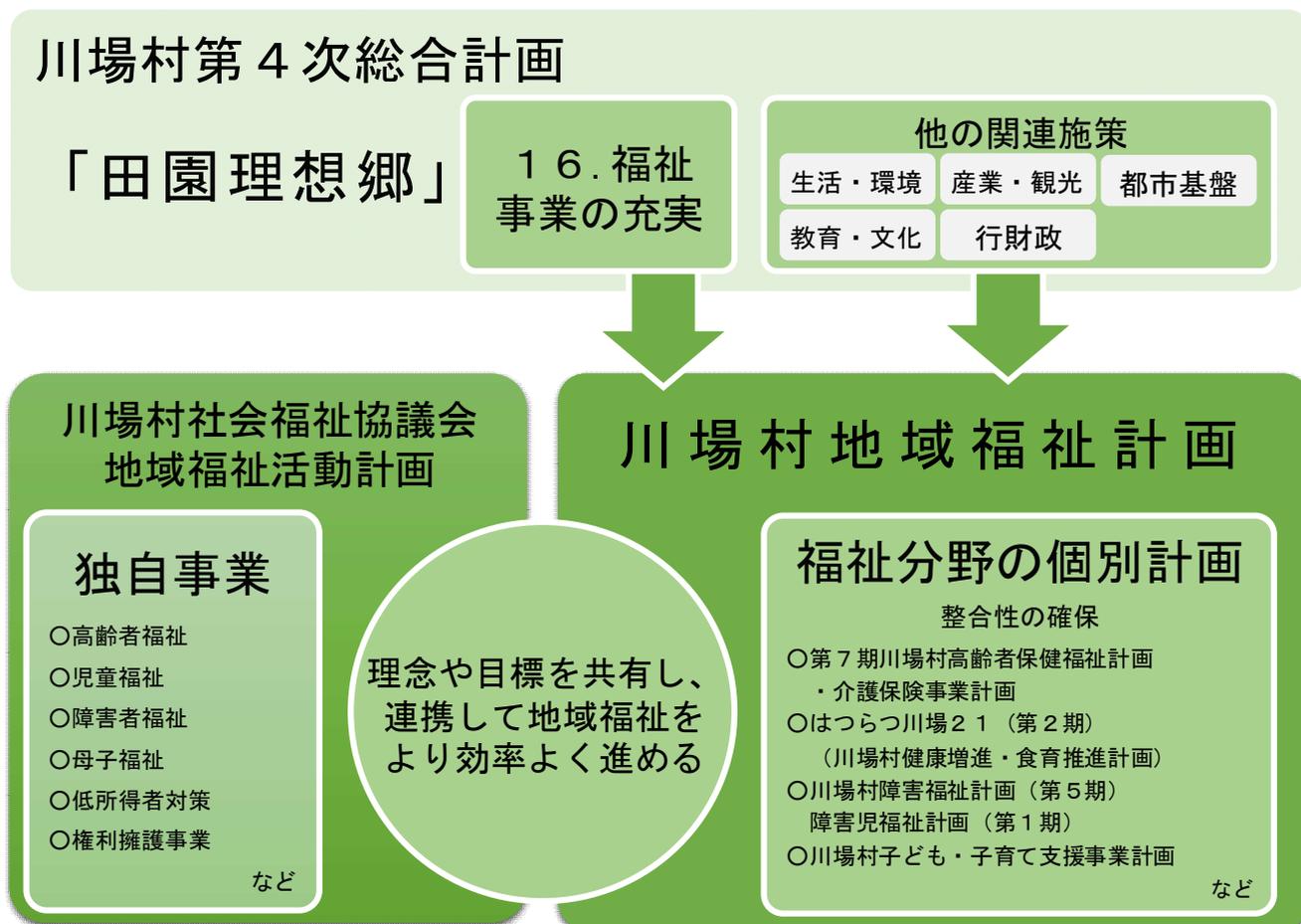
「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定されている、市町村の総合計画の福祉分野の事項をより具体的に定めた計画です。よって、計画策定にあたっては、「川場村第4次総合計画」の「16. 福祉事業の充実」の各項目と整合性を図る必要があります。

同時に、川場村の福祉分野の対象ごとに定められた、個別計画の上位に位置づけられる計画でもあることから、それらとも整合性を図りつつ、共通した理念や取り組むべき事項を定める必要もあります。

また、地域福祉とは地域に住む住民全体が主体であることから、策定や変更にあたっては、住民や福祉関係者・団体・機関等の意見を踏まえて行うことが求められています。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の「社会福祉協議会」が主体的に策定する計画です。住民全体が協働して地域福祉を推進するために、社会福祉協議会が実施する事業等を定めた、行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域の福祉を推進することを目的としています。そのため、両計画が理念や目標を共有することで、事業実施の効率化や連携等を図ることが出来、川場村の地域福祉がより推進されることから、「川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的な計画策定を行いました。



3. 計画策定の経過及び体制

本計画を川場村の実情にあった、より具体的なものにするためには、村民の意見を聞き、村民の生活課題を明らかにする必要があります。また、地域福祉が効果的に推進されるには、福祉分野の専門家や関係団体等との幅広い連携が必要であり、川場村においても課をまたいだ全庁的な取組が必要となります。

本計画の作成にあたり、村民の実態把握と村民視点の取り入れ、各種団体や川場村役場各課との連携体制を確保するため、次の体制により計画策定に取り組みました。

- 村民意識調査の実施
- 関係団体へのヒアリング調査の実施
- 住民座談会の実施
- 地域福祉計画策定委員会の開催
- パブリックコメントの実施

4. 計画期間

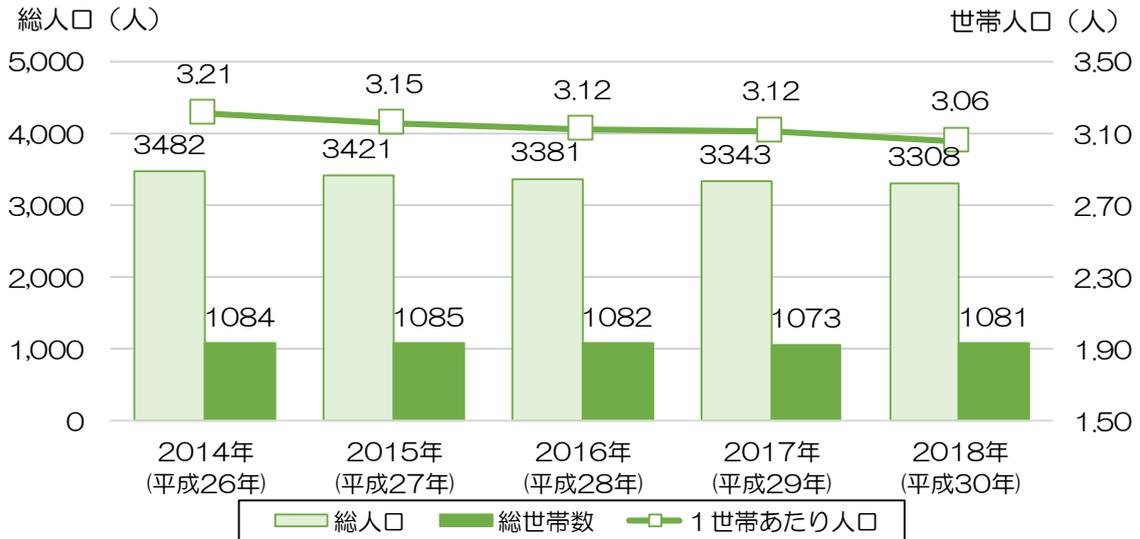
本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や法制度の改正等があった場合は見直しを行うなど、柔軟な対応をします。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
計画策定	川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画					
					調査見直し	次期計画

第2章 川場村の現状

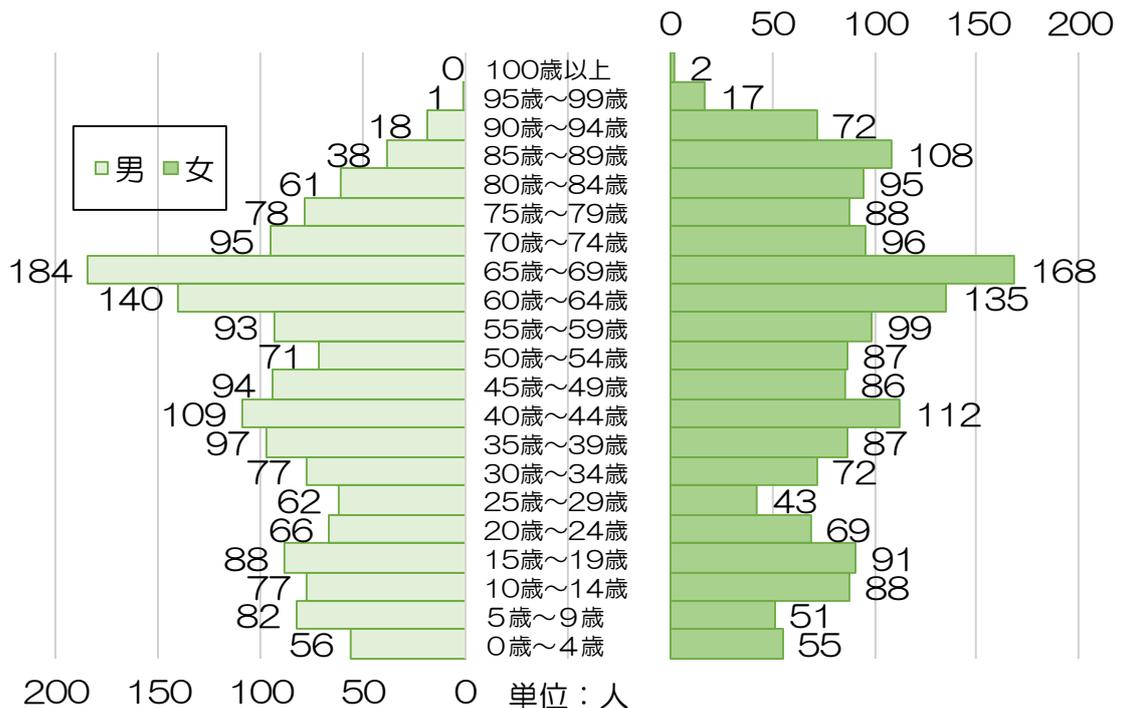
1. 人口、世帯数の状況

2014年（平成26年）からの5年間で、総人口は174人減少し、1世帯あたりの人口は0.15人減少していることから、核家族化が進行していることがわかります。また、総世帯数の減少は3世帯に留まっていることから、核家族化の進行は、若い世代の進学や就職による社会減によるところが大きいと考えられます。



住民基本台帳（各年3月31日）

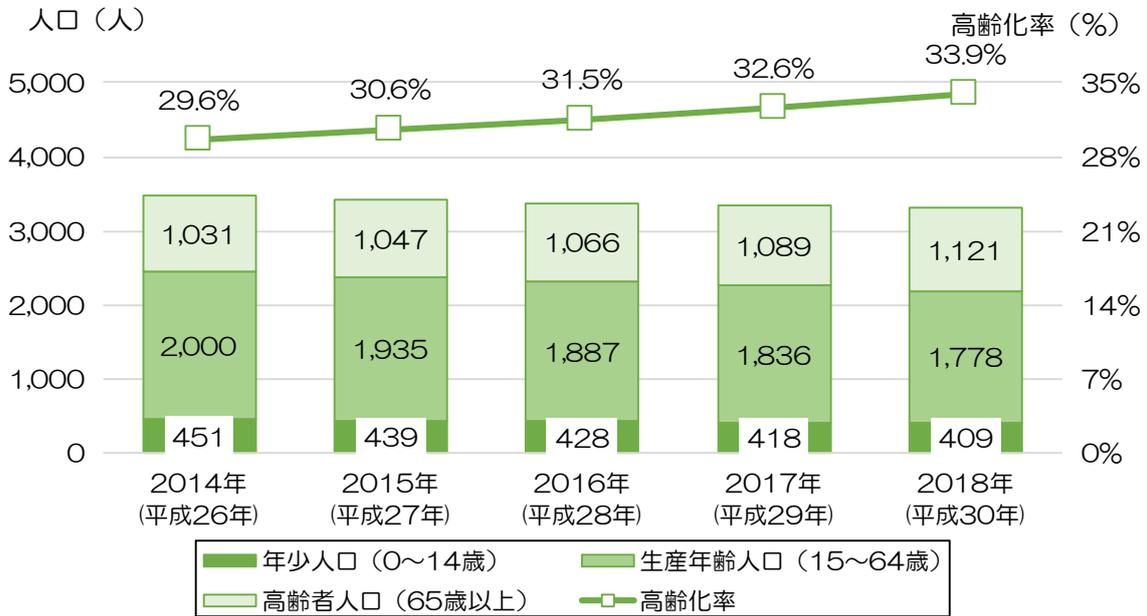
人口ピラミッドを見ると、65歳～69歳の人口が男女とも最も多くなっています。川場村においては、団塊の世代の少し手前の世代が最も人口が多いという特徴があります。



住民基本台帳（2018年（平成30年）3月31日現在）

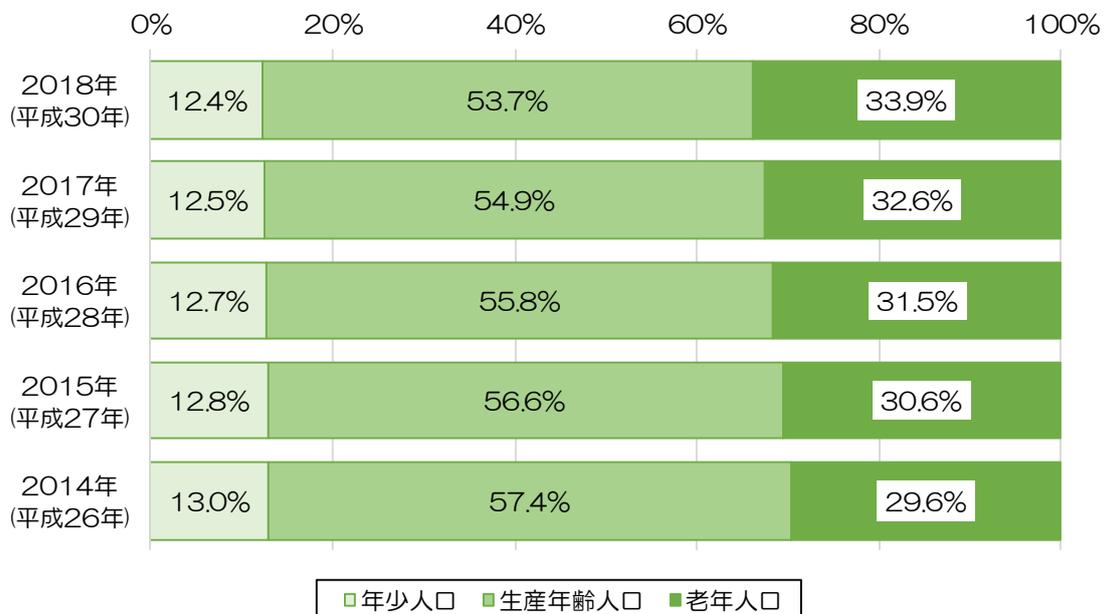
2. 少子高齢化の状況

年齢3区分別人口を見ると、2014年（平成26年）からの5年間に於いて年少人口が42人、生産年齢人口は222人減少しました。一方、高齢者人口は90人、高齢化率は4.3%増加しました。



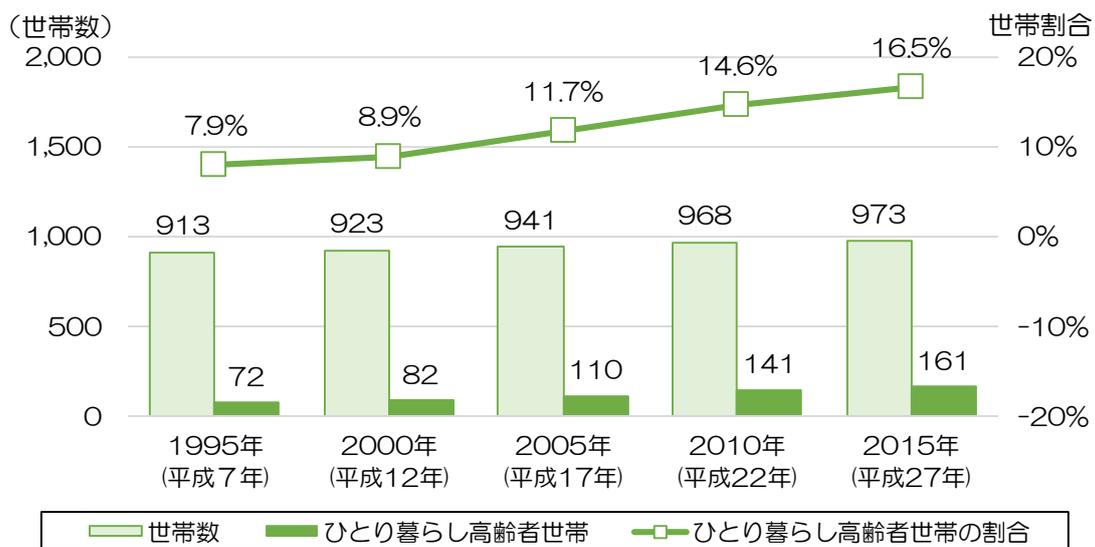
住民基本台帳（各年3月31日）

年齢3区分別人口構成比を見ると、2014年（平成26年）からの5年間で、年少人口は0.6%減少、生産年齢人口は3.7%減少しました。



住民基本台帳（各年3月31日）

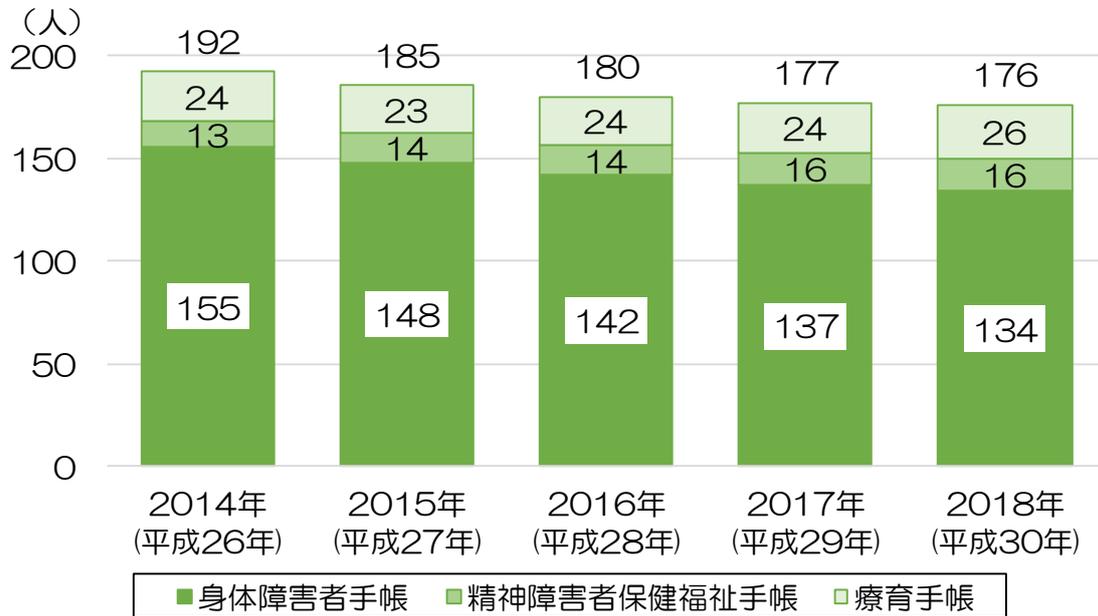
ひとり暮らし高齢者世帯の割合の推移を見ると、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）までの20年間に於いて、8.6%上昇しました。



国勢調査（各年10月1日）

3. 障がい者の状況

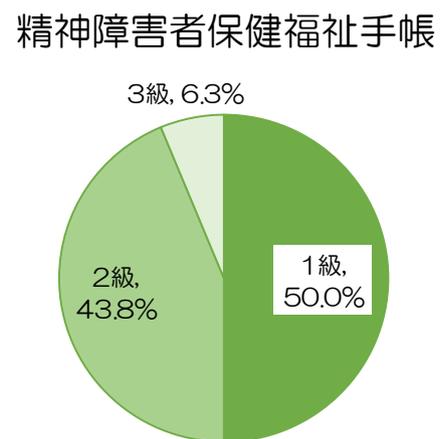
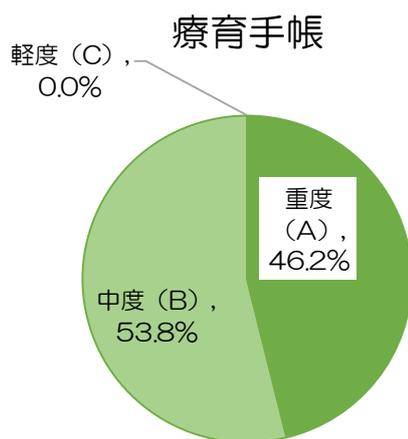
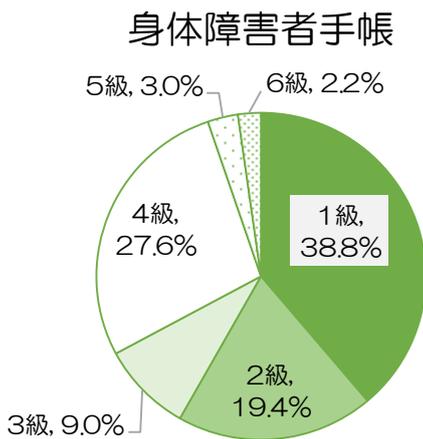
障害者手帳所持者数の推移を見ると、2014年（平成26年）からの5年間に於いて、「身体障害者手帳」の所持者数が21人減少しました。



(各年3月31日)

各手帳の等級別割合を見ると、「身体障害者手帳」においては「1級」、「療育手帳」においては「中度(B)」、「精神障害者保健福祉手帳」においては「1級」が最も多くなっています。

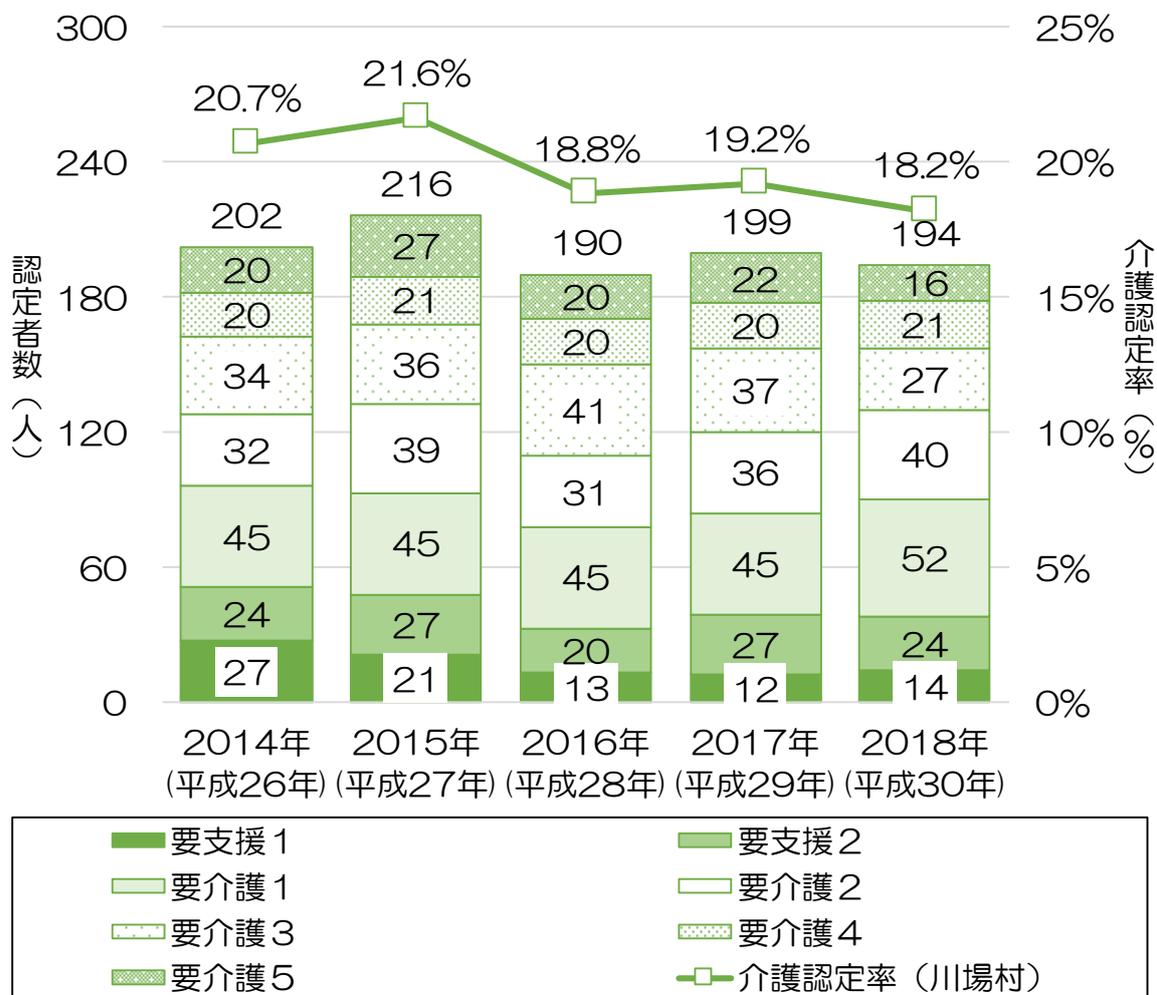
【等級別割合】(2017年度)



(健康福祉課より)

4. 要介護者等の状況

要介護者数は、年によってばらつきはありますが、毎年200人前後の認定者数となっています。介護認定率の推移を見ると、2015年（平成27年）以降認定率が大きく下がっています。これは、「日常生活支援総合事業」の開始により、要支援認定相当の方が「日常生活支援総合事業」の利用に留まった結果であることが考えられ、事業が適切に周知されていることがうかがえます。



(健康福祉課より)

5. 村民アンケート調査、団体ヒアリング、住民座談会からみえる課題

(1) 村民アンケート調査

①目的

川場村並びに川場村社会福祉協議会では、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進していくために、村民、関係機関、団体、行政、社協が連携し、「川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。そのため皆様から日頃の地域福祉についてのお考えをお聞かせいただき、計画策定の参考にさせていただくことを目的に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

②調査期間

平成30年7月3日（火）～平成30年7月24日（火）

③調査対象者

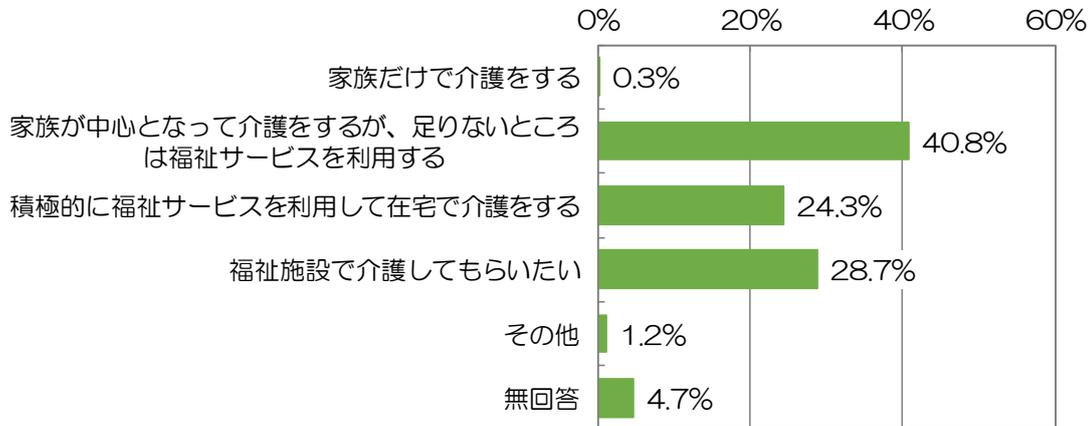
川場村在住の20歳以上の方の中から、無作為に600名を抽出し、調査を実施しました。配布回収は、民生委員が直接手渡しを行いました。

④配布数及び回収数

配布数	回収数	回収率
600	341	56.8%

◇福祉サービスについて◇

■「家族のどなたかに介護が必要になった場合どうするか」について、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が最も高くなっています。近年では、「介護による共倒れ」が社会問題となっていますが、福祉サービスを上手に利用することで共倒れを防ぐことができるため、この結果は好ましいと言えます。



■悩みや不安の相談先について、共助・公助の窓口の割合は低く、福祉サービスに関する情報の入手先について、福祉の相談窓口からの入手の割合は少ない結果となりました。住民の課題が複雑化・多様化している現在、介護以外の自助で解決の難しい課題に対しても、うまく共助・公助のサービスを組み合わせて解決していく、という考え方を、啓発していく必要があります。

□悩みや不安の相談先

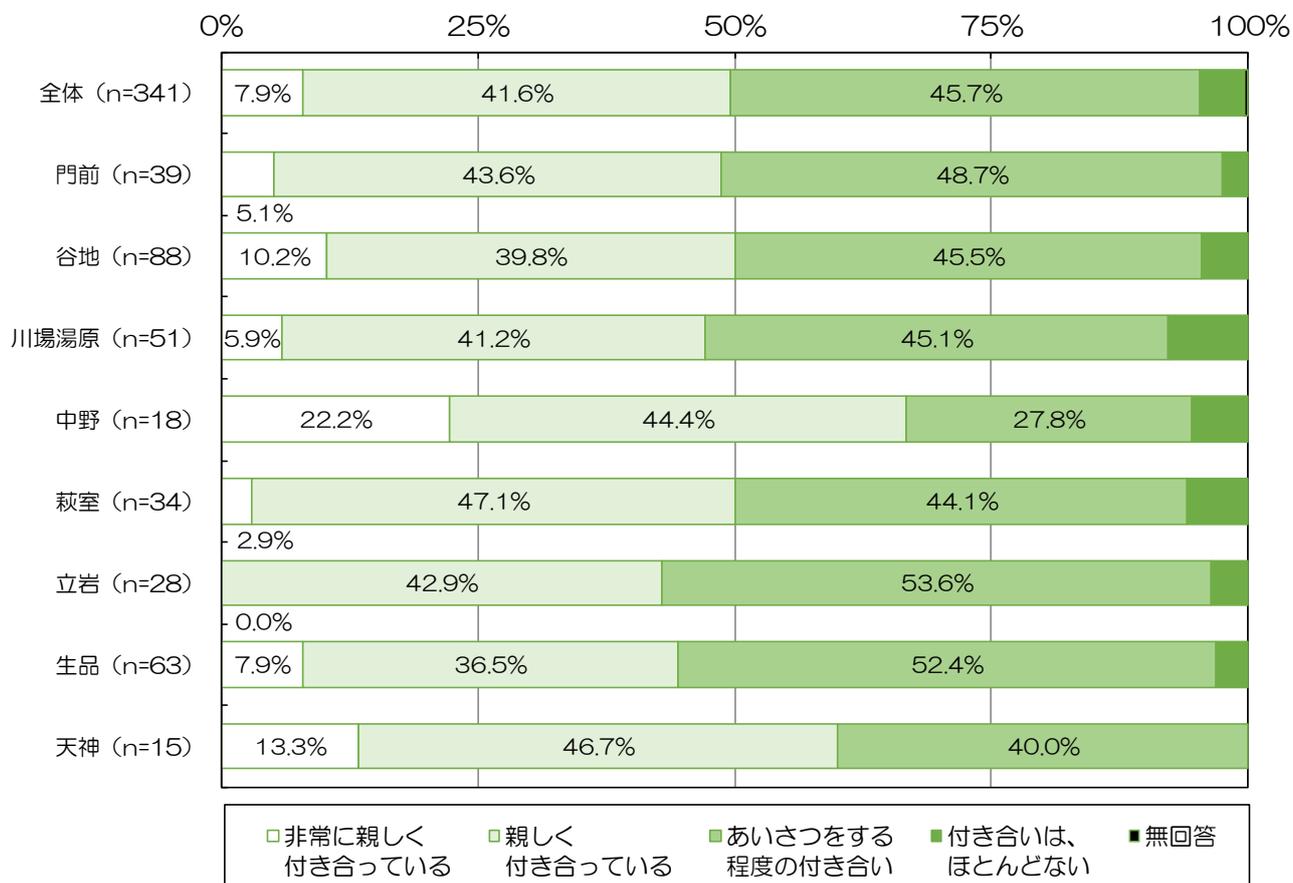
項目	度数	構成比
家族・親族	253	74.2%
近所の人、友人・知人	143	41.9%
職場の上司や同僚	39	11.4%
村役場	7	2.1%
民生委員・児童委員	8	2.3%
人権擁護委員	1	0.3%
区長などの地区役員	3	0.9%
社会福祉協議会	15	4.4%
自立相談支援センター	2	0.6%
地域包括支援センター	16	4.7%
児童相談所	0	0.0%
保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校等	4	1.2%
地域子育て支援センター	1	0.3%
障害者相談支援センター	2	0.6%
福祉サービスの事業所やその職員	11	3.2%
医療機関（医師、看護師等）や薬局	33	9.7%
ボランティアやNPOその他の民間団体	0	0.0%
各種機関が実施している電話相談	0	0.0%
どこに相談してよいかわからない	23	6.7%
その他	10	2.9%
無回答	21	6.2%
回答者数	341	

□福祉サービスに関する情報の入手先

項目	度数	構成比
家族・親戚	122	35.8%
近所の人、友人・知人	105	30.8%
民生委員・児童委員	37	10.9%
学校や職場	33	9.7%
村の広報紙・ホームページやパンフレット	91	26.7%
村役場（広報紙、ホームページ、パンフレット等）	66	19.4%
社会福祉協議会	50	14.7%
地域包括支援センター又はその職員（ケアマネージャー等）	59	17.3%
自立相談支援センター	3	0.9%
地域子育て支援センター	2	0.6%
障害者相談支援センター	1	0.3%
福祉サービスの事業所又はその職員	33	9.7%
医療機関（医師、看護師等）や薬局	31	9.1%
ボランティアやNPO	3	0.9%
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等	85	24.9%
民間のインターネット情報サイト	26	7.6%
その他	10	2.9%
無回答	26	7.6%
回答者数	341	

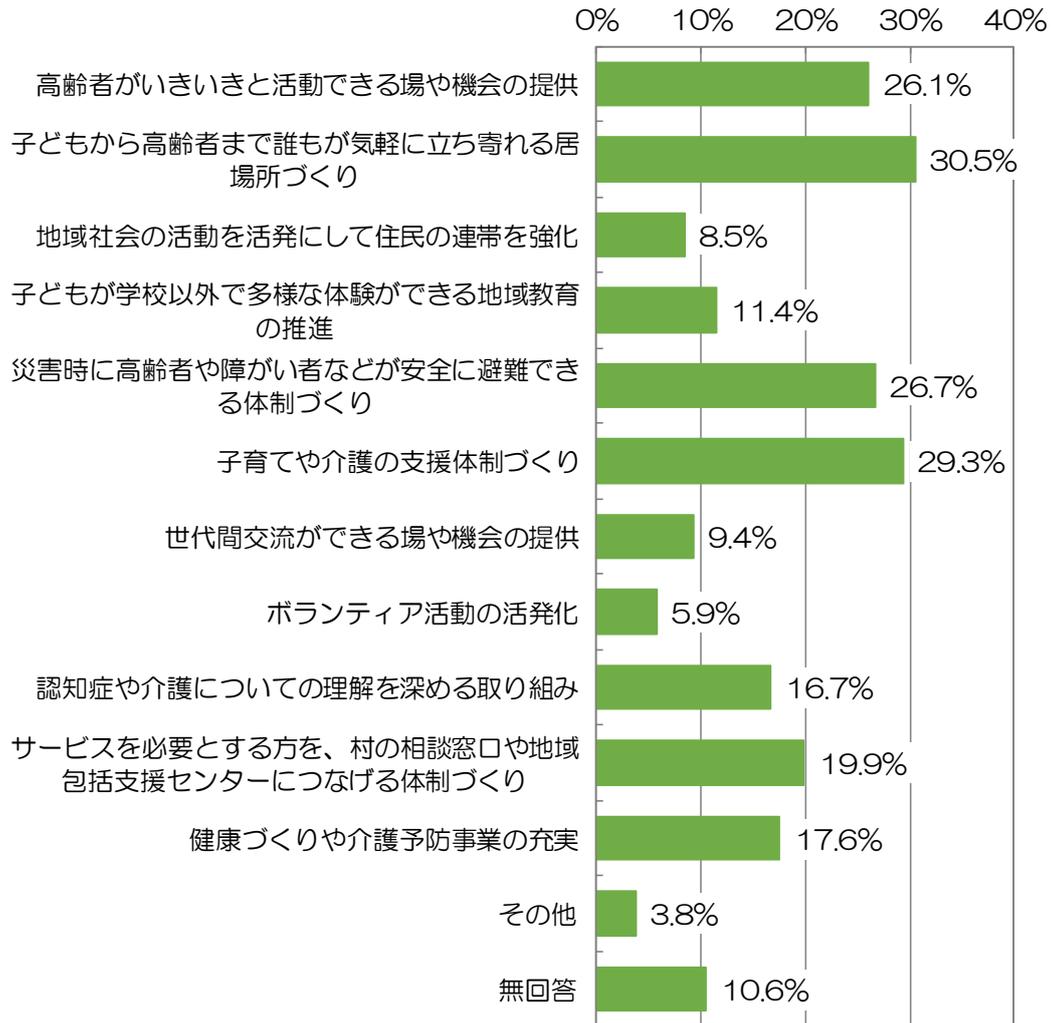
◇地域のつながりについて◇

■近所の人と「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」割合は、「中野」「天神」においては高い傾向がありますが、「立岩」「生品」は低い傾向がありました。低い傾向のある地区に対しては、地域活動の支援のあり方などを検討していく必要があります。

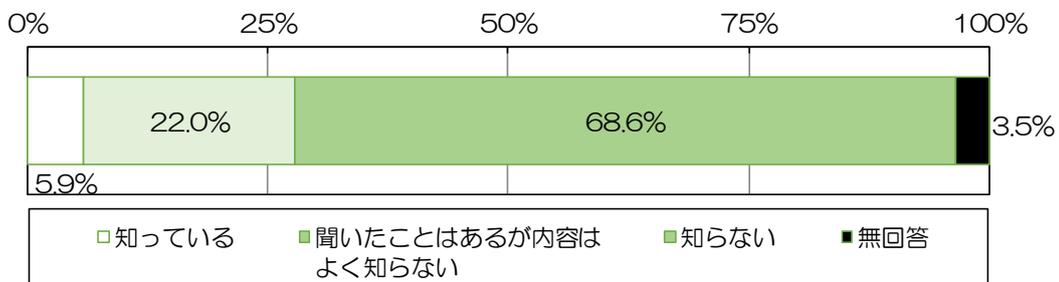


◇地域福祉に対する考え方について◇

■少子高齢化の進行を踏まえた上で地域に期待することとして、居場所づくり・体制づくりが求められる結果となりました。

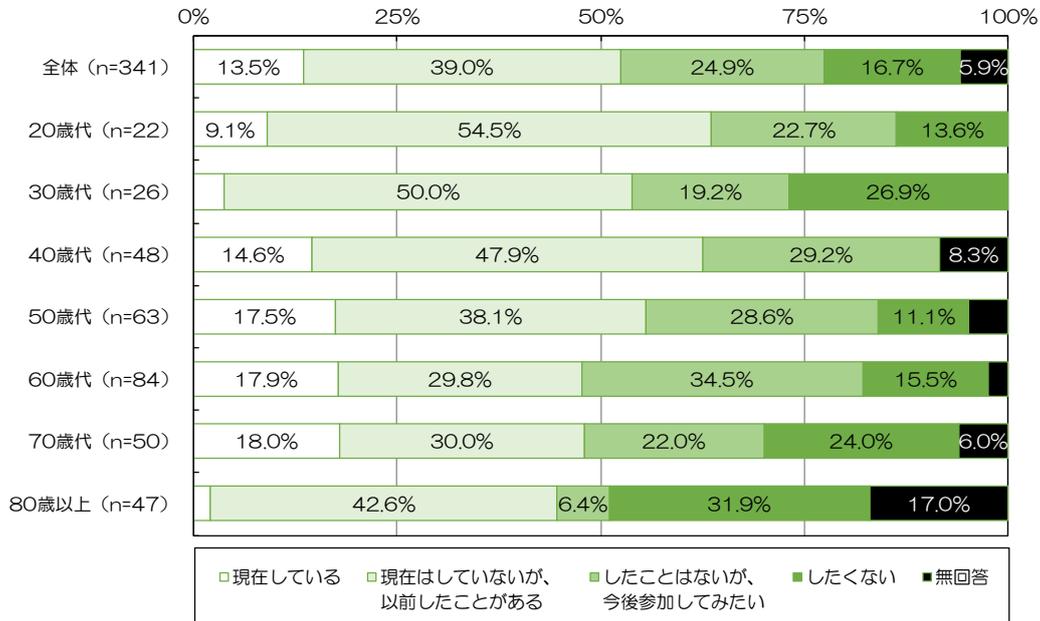


■『我が事・丸ごと』の地域共生社会の認知度について、まだまだ考え方は浸透していないことがわかりました。

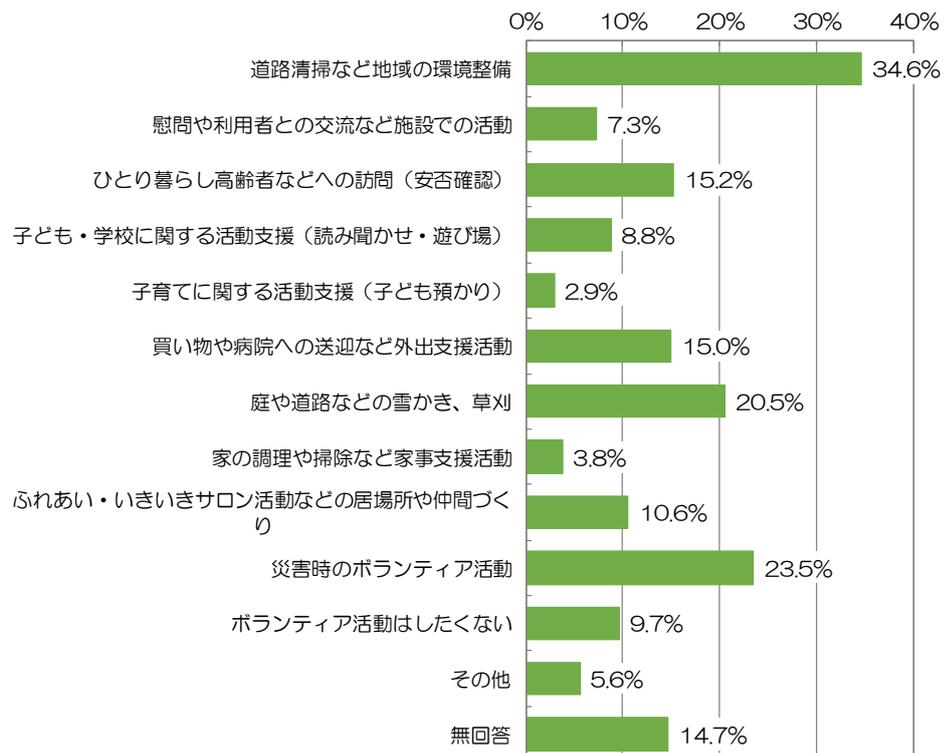


◇ボランティア活動について◇

■ボランティア活動経験について、「現在している」「現在はしていないが、以前したことがある」を合わせた割合は、「50歳代」以下で半数を超えています。しかし、健康寿命の伸長などにより、現在の60歳代や70歳代はまだまだ活動できる人も多い現在、それらの方々が地域で自分らしく暮らしていくためにも、地域のボランティアなどに参加してもらう体制づくりが求められます。

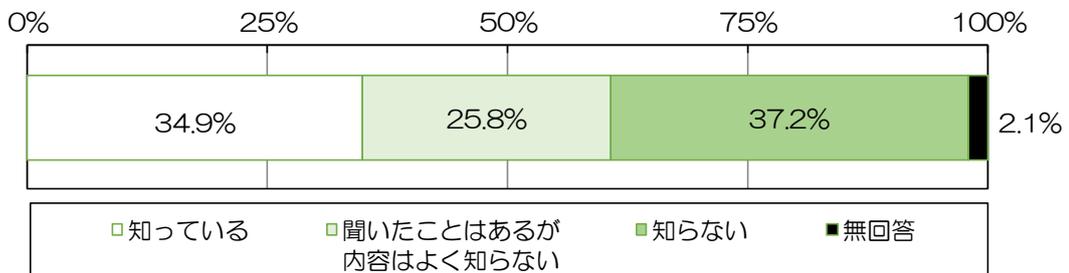


■今後してみたいボランティア活動として、「道路清掃など地域の環境整備」「災害時のボランティア活動」「庭や道路などの雪かき、草刈り」が高くなりました。また、「道路清掃など地域の環境整備」では「60歳代」、「災害時のボランティア活動」では「50歳代」、「庭や道路などの雪かき、草刈り」では「70歳代」が最も高くなりました。これらの支援ニーズを、いかに具体的な活動へと結び付けていくかが今後の課題です。



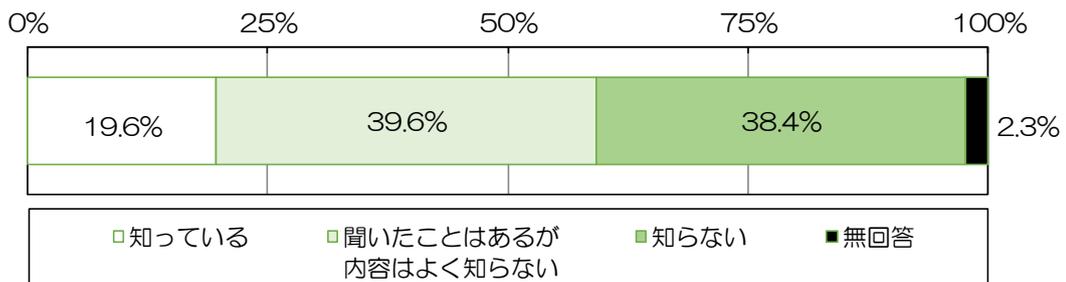
◇成年後見制度について◇

■成年後見制度を「知っている」「聞いたことはあるが内容はよく知らない」を合計した割合は、全体では半数を超える結果となりました。しかし、成年後見制度は、判断能力が低下する前に事前に取り決めをすることで、本人の意思を反映できる制度であるにもかかわらず、本村においては、判断能力が低下した後に利用されている現状があります。今後は成年後見制度を、より深く知ってもらう努力が必要です。



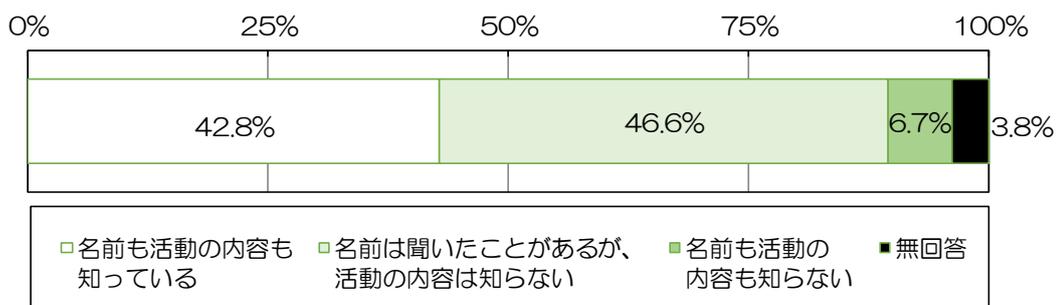
◇生活困窮者自立支援制度について◇

■生活困窮者自立支援制度を「知っている」「聞いたことはあるが内容はよく知らない」を合計した割合は、全体では半数を超えています。が、「知っている」の割合のみで見ると、まだまだ周知が必要であると考えられます。



◇川場村社会福祉協議会について◇

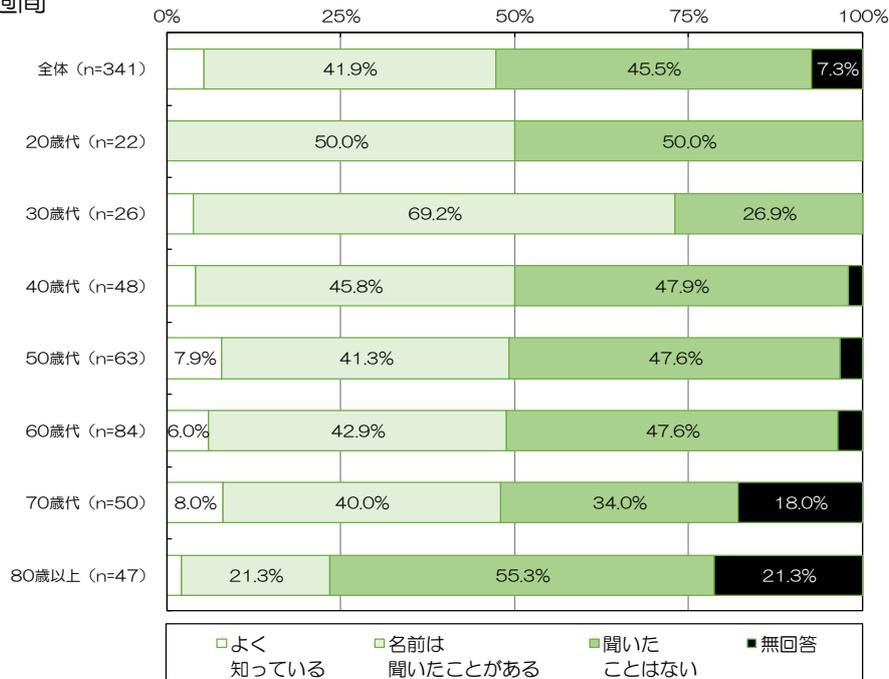
■社会福祉協議会について「名前も活動の内容も知っている」「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」はともに4割を超えており、村民の認知度が高いことが伺えます。また、年代別では、年代が上がるにつれ「名前も活動の内容も知っている」の割合が高くなる傾向がありました。この結果は、川場村社会福祉協議会にて「介護保険事業」や福祉団体事務局、高齢者福祉事業、共同募金などが行われていることが影響していると考えられます。



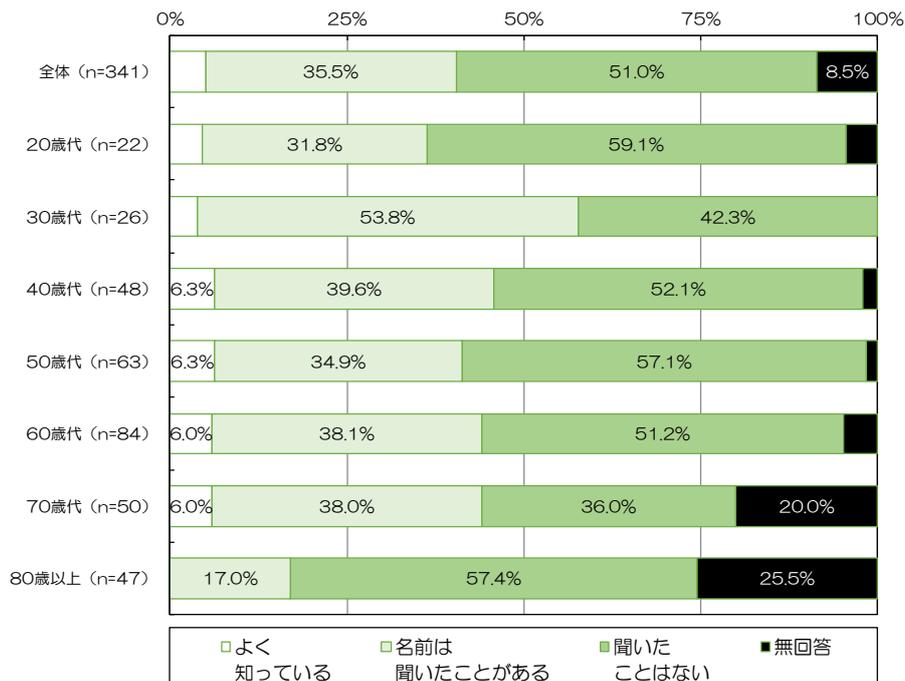
◇自殺予防について◇

■自殺予防啓発について、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」ともに「よく知っている」の割合は5%前後と、非常に低くなっています。「名前は聞いたことがある」の割合でも、全体で4割前後と高くはありません。年代別に見ると、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」ともに「30歳代」において「名前は聞いたことがある」の割合が高くなっており、情報が伝わりやすい何らかの理由があることが考えられます。

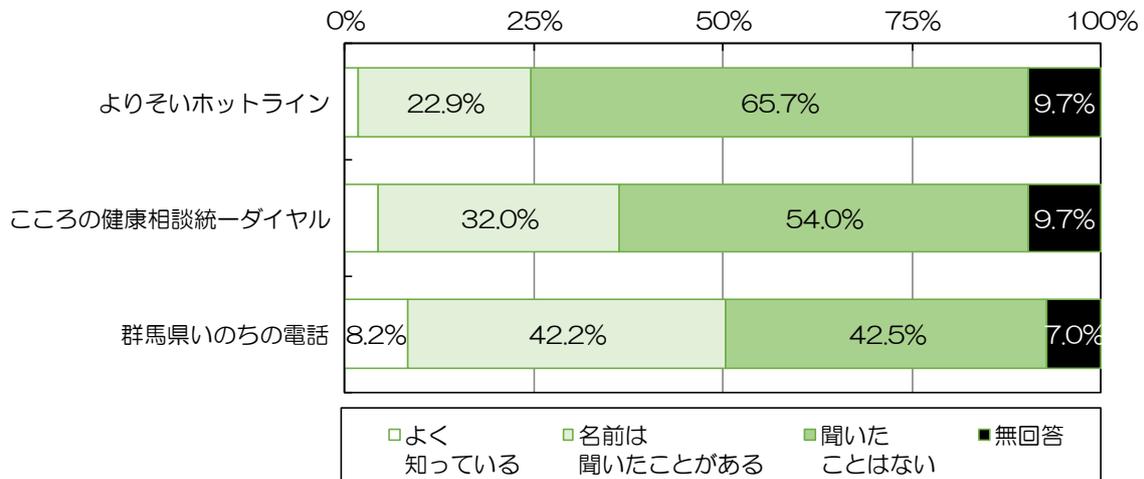
□自殺予防週間



■自殺対策強化月間

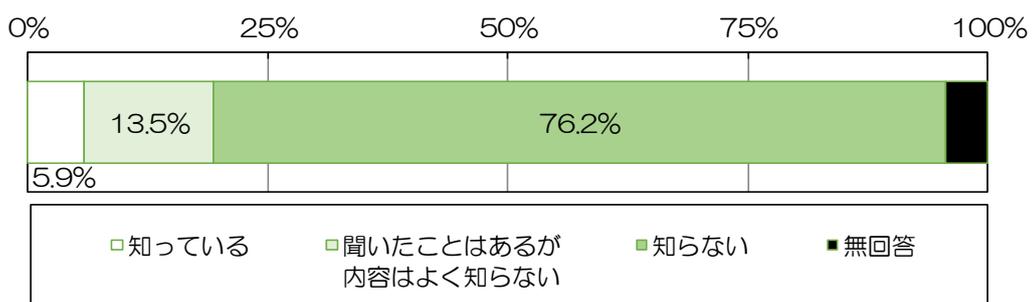


■相談機関について、「よく知っている」「名前は聞いたことがある」を合計した割合は、「群馬県いのちの電話」が最も高く、半数を超えました。年代別に見ると、「30歳代」において「よく知っている」「名前は聞いたことがある」を合計した割合は、「よりそいホットライン」「こころの健康相談統一ダイヤル」においては他の年代よりも低いにもかかわらず、「群馬県いのちの電話」では高い傾向が現れました。



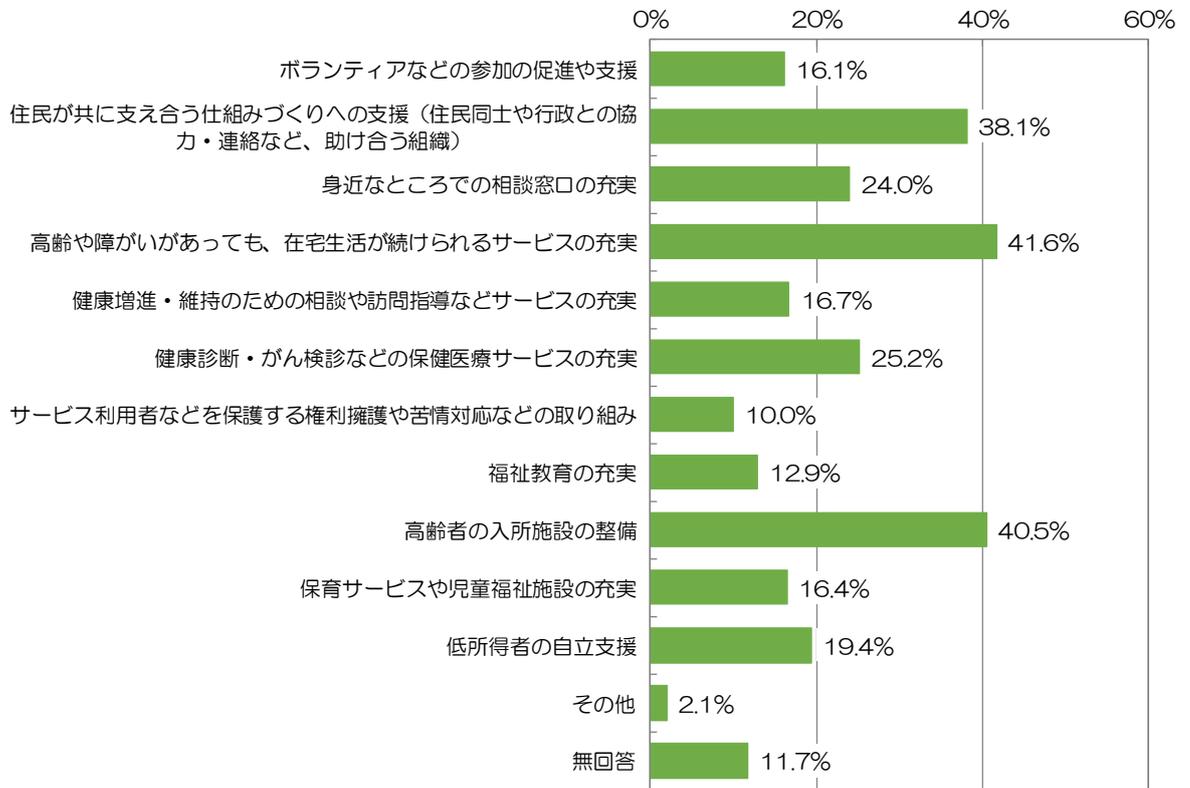
■自殺対策について、本村では「30歳代」において意識が高い傾向にあると言えます。今後自殺対策を推進していく上で、「30歳代」における意識の高さから活動のヒントを得られる可能性があります。

■ゲートキーパーの認知度について、「知っている」の割合は5.9%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」の割合は13.5%と、非常に低くなっています。ゲートキーパーの周知や養成は、喫緊の課題といえます。



◇今後の川場村の行政運営について◇

■村が優先すべき施策について、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」「高齢者の入所施設の整備」「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が高くなりました。「低所得者の自立支援」において、性別で見ると「男性」の割合が高い結果となりました。また、年代別で見ると、「60歳代」「70歳代」の割合が高い結果となりました。



(2) 団体ヒアリング

村内の福祉に携る団体等へヒアリングシートを送付し、以下の22団体から回答を頂きました。

団体名		
川場村議会	川場村区長会	川場村民生児童委員協議会
川場村婦人会	川場村小学校	川場村中学校
NPO法人 川場村スポーツクラブ	川場村ボランティア連絡 協議会	身障連川場村分会
川場村手をつなぐ親の会	川場村子ども会育成連絡協議会	川場村老人クラブ連合会
川場村商工会	社会福祉法人笹の芽会 かわば森のこども園	社会福祉法人ほたか会 特別養護老人ホーム川場春光園
株式会社かわば之杜	子育てサロン	門前いきいきサロン
谷地いきいきサロン	湯原いきいきサロン	菽室いきいきサロン
生品いきいきサロン		

■活動内容

「高齢者」が13件と最も多く、次いで「子ども」が10件、「健康」、「教育・学習」が同数の7件となっています。

項目	度数	構成比
高齢者	13	59.1%
子ども	10	45.5%
障がい	4	18.2%
防災	3	13.6%
健康	7	31.8%
教育・学習	7	31.8%
介護	3	13.6%
その他	5	22.7%
無回答	0	0.0%
回答者数	22	

■活動圏域（行政区、村全域 など）（複数回答）

「村内全域」が15件と最も多く、次いで「村外」が8件となっています。

項目	度数	構成比
門前	3	13.6%
谷地	2	9.1%
川場湯原	2	9.1%
中野	1	4.5%
菽室	2	9.1%
立岩	1	4.5%
生品	4	18.2%
天神	1	4.5%
村内全域	15	68.2%
村外	8	36.4%
無回答	1	4.5%
回答者数	22	

■運営上の課題（複数回答）

「専門性の不足」が8件と最も多く、次いで「活動資金」が6件となっています。

項目	度数	構成比
専門性の不足	8	36.4%
活動資金	6	27.3%
内容に変化がない	4	18.2%
設備等の不足	3	13.6%
無回答	9	40.9%
回答者数	22	

■活動対象者の状況・課題（複数回答）

「人員の確保」が15件と最も多く、次いで「活動資金」が8件となっています。

項目	度数	構成比
人員の確保	15	68.2%
活動資金	8	36.4%
人員が仕事等で忙しい	4	18.2%
役員の確保	2	9.1%
無回答	4	18.2%
回答者数	22	

■今後、必要な支援（複数回答）

「スタッフ等の意識の高揚・改革につながる支援」が12件と最も多く、次いで「活動費・事業費についての支援」、「マンパワー・人材についての支援」、「情報提供・他団体等との連携及びネットワーク構築に向けた支援」が同数の10件となっています。

項目	度数	構成比
活動費・事業費についての支援	10	45.5%
マンパワー・人材についての支援	10	45.5%
スタッフ等の意識の高揚・改革につながる支援	12	54.5%
活動拠点や設備に関する支援	4	18.2%
情報提供・他団体等との連携及びネットワーク構築に向けた支援	10	45.5%
行政・社協等からの支援	7	31.8%
団体活動への地域や地域住民の受入や意識の面での支援	6	27.3%
その他	2	9.1%
無回答	2	9.1%
回答者数	22	

■行政や他組織との関係上の課題

（複数回答）

「交流の場の不足」が8件と最も多く、次いで「情報交換体制の不足」が6件となっています。

項目	度数	構成比
連絡体制の不足	1	4.5%
情報交換体制の不足	6	27.3%
交流の場の不足	8	36.4%
無回答	10	45.5%
回答者数	22	

■現在連携している団体・組織（複数回答）

「川場村」が19件と最も多く、次いで「川場村社会福祉協議会」が18件、「群馬県社会福祉協議会」、「学校等教育機関」が同数の6件となっています。

項目	度数	構成比
川場村	19	86.4%
川場村社会福祉協議会	18	81.8%
群馬県社会福祉協議会	6	27.3%
ボランティア・NPO団体等	5	22.7%
学校等教育機関	6	27.3%
自治会等	3	13.6%
その他	2	9.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	22	

■村に足りない地域福祉施策

「子ども」が8件と最も多く、次いで「高齢者」が7件、「防災」が6件となっています。

項目	度数	構成比
高齢者	7	31.8%
子ども	8	36.4%
障がい	4	18.2%
防災	6	27.3%
健康	2	9.1%
教育・学習	4	18.2%
介護	3	13.6%
その他	2	9.1%
無回答	9	40.9%
回答者数	22	

連携している団体として、「川場村」「川場村社会福祉協議会」はそれぞれ8割を超えており、地域の互助・共助の支え手として大きな役割を果たしていることがわかります。

課題・必要な支援で共通している事項として、「人員」「教育」「活動費」「コミュニケーション」の4点が挙げられています。

村に足りない地域福祉施策として、「子ども」「高齢者」「防災」の3点が多くなっています。

(3) 住民座談会

川場村社会福祉協議会にて、地域福祉への意識や現状を住民から聴取する目的で、平成 29 年 8 月に住民座談会を開催しました。

1) 開催概要

- ・参加対象者：
- ・開催概要

地区	日時	参加者数
門前地区	8月22日	9人
谷地地区	8月22日	9人
川場湯原地区	8月23日	8人
生品地区	8月23日	14人
荻室地区	8月29日	5人
中野地区	8月29日	6人
立岩地区	8月30日	8人
天神地区	8月30日	7人

2) 話し合われた内容と結果

○雪かき

- ・現状は各地区とも除雪ボランティアや近所親戚などでとりあえずの対応は出来ているが、10年後は心配という意見が多数聞かれた。
- ・困るのは、除雪後の入口の雪の塊をどかすのがとても大変。
- ・有料でのボランティアがあれば、なお頼みやすいという意見もあった。
- ・各地区に配備されている、除雪機については、有効活用している地区とあまり活用していない地区があって、操作がわからない、どこで管理しているかわからない、使ってもよいかわからないなどの意見もあった。

○草刈り、庭木について

- ・家族、親戚知り合いなどで何とか対応できているが、大きな木を切るのは森林組合など業者に頼んで切っている。また、大きくなる木は植えないようにしている。
- ・有料ボランティア（シルバー人材など）があれば、なお頼みやすいという意見があった。

○買い物や受診などの移送

- ・自分で行ったり、家族親戚に頼んだり、病院の送迎を利用したりして何とか間に合っている。買い物は、家族子供が買ってきてくれたり、JA や生協などの宅配で対応している。
- ・自分で見たいという希望もあるので、移動販売が来てくれればありがたい。
- ・社協でやっている、外出支援（ベイシアの買い物）は、参加者はとても喜んでいました。

- ・田園プラザに生活必需品や生鮮食品などが買えるような場所をつくってほしいという意見も聞かれた。

○ゴミ出し等

- ・ゴミステーションの場所やステーションの数など地区により様々な中で、ステーションまで遠いので車で運んでいるといった意見も聞かれた。
- ・戸別回収やステーションを増やすなど行政に検討してもらいたい。

○お茶飲み場など

- ・どの地区も昔ほどはなくなっているが、今もお茶飲みをしているところもいくつか聞かれた。
- ・誰でも寄ってお茶飲みや世間話ができる場所があれば行ってみたいという意見も聞かれた。

○少子高齢化について

村の人口を増やすような手立てが必要ではないか、アパートを建てたり、住宅環境の整備や雇用対策などを心配している意見も聞かれた。

※上記の項目については、今現在は何とかなっているように思えたが、5年後、10年後は自分でも今ほど動けなくなると思うので、生活していくうえでとても心配に思っているという意見が多く聞かれた。

■今後あったらいいなと思うもの

- ・有償のサービスでもいいので、雪かき、草刈り、庭の手入れ、ゴミ出しボランティアが欲しい。
- ・買い物、受診などの移送や移動販売。公共バスの低料金化の検討。
- ・現在のサロンのほかに集まってお茶飲みなどができる場所。
- ・以上のことを考えて、行政に検討してもらうこと、業者に頼めること、ボランティアセンターで対応できることなどを精査し、5年後、10年後の川場村における少子高齢化を考えなければならぬ。

※各地区とも高齢者の参加が多かったので、今後、様々な世代の人が集まるようなことを考える必要があるのではないかという意見があった

○行政に求めるもの

- ・除雪機の有効活用
- ・ゴミステーションの増設や戸別回収など
- ・田プラに生活必需品や生鮮食品などが買えるような場所
- ・公共バスの低料金化の検討
- ・少子高齢化対策、住宅環境の整備や雇用対策

○事業者等へ求めるもの

- ・移動販売

○川場村社会福祉協議会へ求めるもの

- ・ボランティアセンターでのボランティアの募集、人材バンクの検討
- ・移送の検討（外出支援の継続など）
- ・ニーズの掘り起こしや対応策の検討
- ・サロンや居場所の増設

第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「地域福祉計画」とは、自治体の最上位計画である「総合計画」の、福祉分野の各論を示すための計画です。また、対象者ごとに設定された「個別計画」に対し、福祉分野全体で共通して持つべき理念を示すことで、地域福祉を推進する役割を持っています。

そのため、本計画の理念とは、「川場村が目指すべき福祉の未来像」であり、「川場村第4次総合計画」の考え方を基本としつつも、国や県などとの連携や社会背景等の反映も考慮して設定する必要があります。よって、理念の策定にあたっては、「群馬県福祉プラン」の基本理念と、国の近年の地域福祉分野の動向等を反映させ、以下の様に決めました。

「誰もが安心して いきいきと暮らせるむら かわば」

2. 計画の基本目標

本計画では、理念を実現するために必要な3つの大枠を、基本目標として決めました。

基本目標1 地域づくり

思いやりや人と人とのつながり、故郷への愛着などを醸成することで、みんなが協力し合い支え合える地域づくりを推進し、村民の誰もが安全で安心して暮らせる川場村を実現します。

基本目標2 仕組みづくり

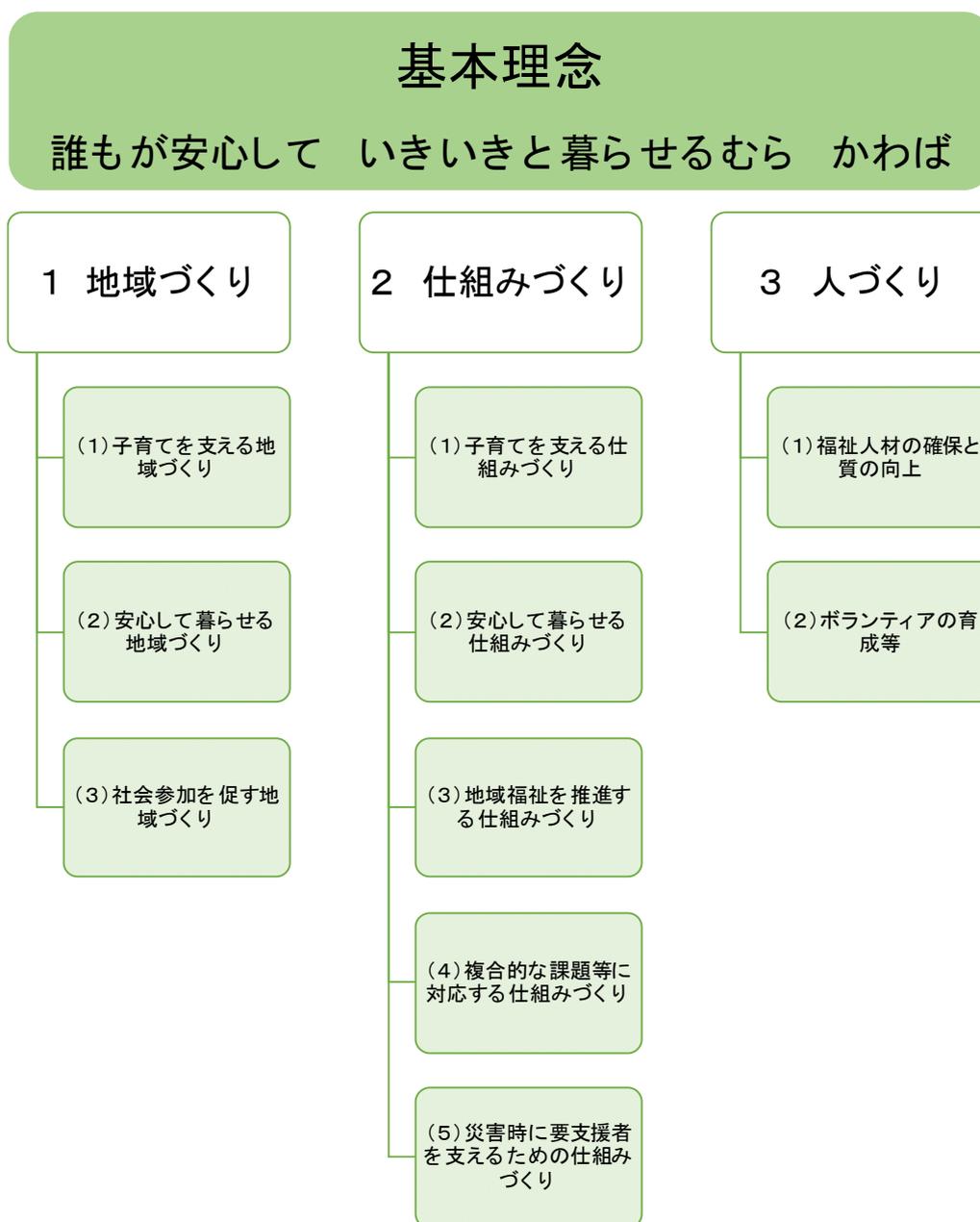
複雑化・多様化している村民の課題に対し、適切な福祉サービスを総合的に受け止めることができる相談体制を整備することと、各福祉サービスや地域活動団体、各種社会資源等とのネットワークを確保し、総合的な課題解決のための手段の確保を行います。

基本目標3 人づくり

村民誰もが「福祉の主人公」であることを自覚してもらうこと、地域活動のリーダーを育成すること、多様な村民の課題に対し適切な対応の取れる人材を育成すること等を通じて、地域活動の活性化を図ります。

3. 計画の体系と施策

基本目標を達成させるための具体的な方法として、各目標に対して以下のような施策を設定します。



第4章 具体的な取り組み

基本目標1 地域づくり

川場村の村民みんなが安全で安心して暮らせる地域を実現するために、村民同士のつながりを大切に、支え合いながら地域課題を解決していく「互助」のあるコミュニティづくりを行います。

特に、13ページのアンケート調査結果にもあるとおり、住民が地域に期待することとして、「居場所づくり・体制づくり」が求められていることから、この点を考慮して各施策の展開を推進します。

(1) 子育てを支える地域づくり

■取り組むべきこと

村民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●買い物や散歩などの時間帯を、地域の子どもたちが登下校する時間帯に行うなど、日常生活の過ごし方を、子どもたちの見守りとなるよう工夫してみましょう。 ●「おはよう」「こんにちは」など、子どもたちに積極的にあいさつをしましょう。 ●学校や地域の行事に、親子で積極的に参加しましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●子どものための場づくりを行います。 ●保護者のための場づくりを行います。 ●子どもの安全を確保します。 ●子どもと地域の人々との交流を促進します。 ●特殊な養育環境の児童に対する、課題が発生したときの早期発見と早期対応ができる体制を整えます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動を通して、安全な地域づくりを推進します。 ●世代間交流を実施し、「顔見知り」に囲まれて安心して育つことのできる地域づくりを行います。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
放課後児童健全育成事業	健康福祉課	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、授業の終了後に「かわば学童クラブ」を利用し、適切な遊び及び生活の場としての環境を整備します。
川場村子ども教室（月曜遊び場・水曜学び場）の開催	教育委員会	保護者の就労の状況に関わらず、すべての児童を対象に、平日の放課後の時間に地域の大人と過ごしなが、交流や遊び等を提供する「月曜遊び場」と、学習内容の理解（算数）を支援する「水曜学び場」を開催します。
こども園ちびっこ広場	健康福祉課	未就園児とその保護者に対し、こども園の施設開放を実施し、在園児との交流を図るとともに、保護者からの子育て相談を受ける等の支援も同時に行います。

子どもの事故予防	健康福祉課	子どもの家庭内における事故防止や心肺蘇生法など、子どもの安全を確保するための正しい知識の普及に努めます。
小児医療の充実	健康福祉課	小児医療の診療体制や緊急時対応など、広域的な医療体制づくりに向け、関係機関に対して働きかけを行います。
「子どもの人権110番」電話窓口の設置	住民課	いじめや体罰、虐待など子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を設置します。
「こども家庭相談」電話窓口の設置	健康福祉課	育児、しつけ、食事、心身の発達、虐待など親からの悩みごとや、親子関係など子どもからの悩みごとの相談の受付先として、電話窓口を設置します。
交通安全の推進・交通安全教室の開催	総務課	沼田警察署・交通指導員・安全協力会と連携し、道の駅「川場田園プラザ」において、運転者の交通安全啓発活動を行うとともに、小学生に対し、わかりやすい「交通安全教室」を開催します。
通学路の安全確保	総務課・教育委員会	交通指導員、安全協力会、PTAの協力による登校時の横断歩道の安全誘導を行います。また、通学路における防犯灯の設置を行います。
週末の居場所づくり(おもいきり探検隊)	教育委員会	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる週末の居場所づくりとして、多様な経験や技能をもつ民間企業・団体等と連携し、特色・魅力のある教育支援活動「おもいきり探検隊」を行います。

■川場村社会福祉協議会の事業

事業名	事業内容
若年母子・父子家庭等の集いの実施 手をつなぐ親の会活動への協力・支援	同じ課題を抱える親同士がコミュニケーションをもてる機会を設けることで、いたわりのある、子育てを支える地域づくりを推進します。
母子福祉活動への協力	地域での母子家庭等を支える母子福祉活動を支援することにより、いたわりのある、子育てを支える地域づくりを推進します。

(2) 安心して暮らせる地域づくり

■取り組むべきこと

村民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが福祉の「主人公」としての意識をもちましょう。 ●地域の課題の解決のため、周囲と積極的に話し合いをしていきましょう。 ●地域で解決の難しい課題に対しては、村役場や社会福祉協議会等に相談して解決を図りましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●健康や生きがいなど、多くの人に共通するテーマの地域活動を支援します。 ●同じ悩みをもった人同士がコミュニケーションを取れる場づくりを行い、当事者同士の助け合い、つながりによる安心や課題解決を促進します。 ●防犯教育や啓発を通して、地域の見守り活動の推進を図ります。 ●関係機関等との連携を強化し、住民だけでは解決の難しい課題に対して、解決できる体制を整えます。 ●障がいをもつ方々が円滑に生活できるよう、必要に応じた支援制度の提供を行います。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●世代間交流等を通じて、身近にどんな人が住んでいるのかが分かる地域を実現し、安心して暮らせる地域を実現します。 ●同じ悩みをもった人同士がコミュニケーションを取れる場づくりを行い、当事者同士の助け合い、つながりによる安心や課題解決を促進します。 ●住民の自助や互助を支援する事業を行います。 ●住民だけでは解決が難しい課題に対して、「丸ごと」受け止める場としての相談窓口を整備します。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
要保護児童対策地域協議会の充実	健康福祉課	関係機関や関係団体等と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。
認知症高齢者の見守り事業	健康福祉課	認知症の方も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者の相談窓口の設置、知識の普及・啓発活動、地域での支え手となる認知症サポーター養成講座等を実施します。
高齢者運転免許証自主返納支援事業	総務課	不慮の交通事故を未然に防ぐため、高齢者の免許の自主返納を促すため、運転免許証に代わる身分証明書となる運転経歴証明書の発行手数料を村で補助します。
児童や高齢者虐待、障害者虐待、DV防止の相談	総務課・健康福祉課	虐待やDV防止に向けた知識の普及・啓発活動を行い、地域における見守りを推進します。また、関係機関との連携を通して、相談体制等を確保します。
障害者総合支援事業・障がい福祉サービスの支給	健康福祉課	障がいをもつ方々が日常生活を円滑に送れるよう、障がいの区分や生活実態に応じて、複数のサービスを組み合わせて提供します。

障がい者による地域生活支援事業	健康福祉課	補装具や日常生活用具の支給や、移動支援、成年後見制度利用支援など、障がいをもつ方々の地域生活への参加を支援します。
障がい児への支援	健康福祉課	障がいをもつ子どもが集団生活に適応できるような児童発達支援や、放課後や長期休暇中でも生活能力の向上を目指せる放課後等デイサービスなどのサービスを提供します。
犯罪等に関する啓発活動	総務課	犯罪防止のためのパンフレットを配布し、街頭啓発活動を実施します。
防犯教育の充実	教育委員会	学校教育において、子どもが自ら身を守ることができるよう、防犯に関する勉強会を開催します。

■川場村社会福祉協議会の事業（★は川場村からの委託事業）

事業名	事業内容
居場所づくりの推進	世代を超えた交流の場・機会を作ることで、近隣にどんな人が住んでいるかわかる「顔の見える地域」づくりを進め、地域での安心した暮らしを実現します。
ふれあいいいきサロン事業運営の体制づくり	高齢者にとって定期的に集まる機会をつくることで、参加者同士での日常的な見守りや安否確認を推進します。 また、歩いて行ける小地域でのミニサロンの交流を促進する居場所づくりを推進します。
老人クラブ活動への協力・支援	老人クラブの会員の増加を支援し、組織を強くしていくことで、高齢者の誰もが生きがいを持てる地域づくり、互いに見守られる地域づくりを目指します。
手をつなぐ親の会、身障連川場分会活動への協力・支援	各団体の事務局として事業や交流会等への協力・支援、活動を通して障がい者福祉を推進します。また、行政と連携し、障がいをもつ方々が、地域社会の中で安全に安心して暮らせる環境を整えるために行政の施策に沿った支援、協力体制を整備します。
群馬県ふくし総合相談支援事業（県社協事業）	群馬県ふくし総合相談支援事業に参加し、なんでも福祉相談員を配置。どこに相談すべきかわからない等、村民の生活や福祉に関する困りごとを受け止める役割を担います。
★生活支援体制整備協議体の運営と生活支援コーディネーター	地域福祉に関する生活支援体制を整備し、生活支援コーディネーターにより新たな社会資源の整備や移送サービス等の地域課題の解決、福祉対策などを推進します。
★在宅介護者の集いの実施 ★在宅介護者の交流支援	在宅介護という、同じ課題を抱えた村民同士の交流を促進することで、いたわりや支え合いのある地域づくりを目指します。

(3) 社会参加を促す地域づくり

■取り組むべきこと

村民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の得意なことを活かし、地域でどう活かしていけるかを考えましょう。 ●地域の課題について関心を持ち、どんなことが求められているか情報収集をしましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●村のイベントや地域の情報を広く村民に発信していくことで、住民の地域参加や地域のことを考える機会を促します。 ●多くの住民が参加できる地域のイベントを開催し、社会参加の場づくりを行います。 ●成人式や文化祭、敬老会など、一定の村民に共通するテーマの地域イベントを開催し、社会参加の場づくりを行います。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防などを切り口とした教室などを開催し、高齢者の閉じこもり予防や参加者同士の交流、社会参加を促します。 ●ひとり暮らし高齢者などの、地域から孤立しがちな人に対し、外出や交流のための支援やイベントを企画します。 ●村の美化など、住民全員で取り組むべき課題に対し、清掃活動などのイベントを実施するとともに、花壇やプランターを設置するなど、広くボランティア活動を通じて社会参加を促します。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
高齢者の生きがいと健康づくり支援	健康福祉課	補助金の交付を通じて、単位老人クラブ及び川場村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図り、地域の高齢者の社会参加を促します。
村広報の発行	総務課	「広報かわば」の発行を通して、村のイベント情報等を広く村民に伝え、参加を促します。
村ホームページの開設	むらづくり振興課	村ホームページを開設し、村の概要をはじめ、行政情報、観光案内、村のイベント情報等を幅広く発信します。
週末の居場所づくり（おもいきり探検隊）（再掲）	教育委員会	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる週末の居場所づくりとして、多様な経験や技能をもつ民間企業・団体等と連携し、特色・魅力のある教育支援活動「おもいきり探検隊」を行います。

■川場村社会福祉協議会の事業（★は川場村からの委託事業）

事業名	事業内容
ひとり暮らし高齢者ふれあい昼食会の実施	他者との交流や外出などの機会を設けることで、閉じこもりを予防します。
ひとり暮らし高齢者日帰り旅行の実施	
高齢者等外出支援・閉じこもり予防事業の実施	
広報と社協ホームページの活用	事業内容を広報とホームページで発信することで、川場村社会福祉協議会への理解を深め、住民参加を促進します。
生活支援（移送サービス）の推進	免許返納者や買い物困難者などの移動手段を確保することで、暮らしやすさを確保するとともに、社会からの孤立を防ぎます。
★ボランティアセンターの運営	啓発活動、生活支援サービスマッチング事業、ボランティア活動育成事業、除雪支援、研修会など、ボランティアへの理解を深め、住民、関係団体と協力し、ボランティアセンターの機能強化とお互いさまの地域づくりを推進します。

基本目標2 仕組みづくり

互助による地域づくりは大切ですが、現在の村民をとりまく環境は複雑であり、抱える生活課題もまた複雑なため、住民同士では解決の難しい課題もあります。川場村の村民みんなが安全で安心して暮らせる地域を実現するためには、そういった課題に対して、地域の「互助」による支えや、「共助」や「公助」による課題解決の仕組みが用意されていることが必要です。

(1) 子育てを支える仕組みづくり

■取り組むべきこと

村民の役割	●子育てに対する村の制度などをよく知り、利用しましょう。
村の役割	●子育て家庭に共通する課題に対して、公助による課題解決方法を提供することで、安心して子育てのできる川場村を目指します。
社会福祉協議会の役割	●子育てをする親同士の交流を促進することで、いたわりの心を醸成し、地域での支え合いを促します。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
認定こども園の整備	健康福祉課	幼保一元化により幼児期の保育・教育環境の充実を図るため、平成28年度から「認定こども園」を開園します。 また、平成30年度からは、幼稚園・保育園が一体となった運営を実施しています。
医療費無料化	健康福祉課	中学校卒業までの子ども、重度心身障害者、ひとり親世帯等の健康管理の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療費無料化を実施します。
子育て支援金の支給	健康福祉課	次代を担う子どもたちが健やかに成長すること及び地域社会の活性化を目的に、子育て支援金を支給します。
高等学校等通学定期券の購入費補助	むらづくり振興課	川場村に在住し、高等学校等に通学する方に対し、バスの定期券の購入費補助を実施します。
村乗合バス運行費補助	むらづくり振興課	地域住民の交通の利便を確保するため、乗合バスの運行会社に対し、運行費補助を実施します。
身近な相談支援	健康福祉課	支援対象者に対し、積極的に地域に出向いて対応するなど、利用者にとって身近で気軽に相談しやすい体制づくりを行います。

■川場村社会福祉協議会の事業

事業名	事業内容
子育て連その他青少年健全育成への協力 子育てサロン事業への協力と助成 手をつなぐ親の会活動への協力	子育てを支える地域活動を支援することで、親同士の交流を促進し、地域での支え合いの仕組みを促します。
こども園・小学校・中学校福祉活動への支援と協力	連絡会議の開催と福祉活動費の助成。園児・児童・生徒とデイサービス利用者等との交流会や福祉体験など世代間交流の活動を実施します。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

■取り組むべきこと

村民の役割	●解決の難しい生活課題に対し、村の相談窓口等で相談しましょう。
村の役割	●高齢者や障がい者などに共通する課題を解決するための講座等を実施します。 ●村民の生活課題を総合的に受け止める場を用意します。 ●地域で自立した生活を送ることができるよう、多様なサービスを組み合わせた総合支援のための体制を整えます。
社会福祉協議会の役割	●日常生活を送るにあたって課題のある村民に対し、それぞれに応じた各種福祉サービスを提供することで、自立した生活を支援します。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
高齢者の食育（栄養改善）	健康福祉課	地域包括支援センターと連携を図り、食育教室や介護予防教室を開催し、高齢者の方がいつまでも元気で長生きするための支援を行います。
高齢者の定期予防接種の推進	健康福祉課	高齢者を対象とした、インフルエンザや肺炎球菌の定期接種を推進します。
精神保健相談・訪問指導の実施	健康福祉課	精神障がいの方やその家族に対し、保健師などが家庭を訪問し、相談・支援を行います。
民生委員・児童委員協議会定例会	健康福祉課	民生委員・児童委員相互の情報共有・情報交換を行うため、毎月定例会を開催します。
身近な相談支援（再掲）	健康福祉課	支援対象者に対し、積極的に地域に出向いて対応するなど、利用者にとって身近で気軽に相談しやすい体制づくりを行います。
介護予防・日常生活支援総合事業の実施	健康福祉課	要支援または要支援状態となる恐れのある高齢者を対象とした、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させます。また、地域の支え合い体制づくり、認知症施策等の推進を行います。
村乗合バス運行費補助（再掲）	むらづくり振興課	地域住民の交通の利便を確保するため、乗合バスの運行会社に対し、運行費補助を実施します。

川場村村営住宅 管理事業	田園整備課	低所得者に対し、村営住宅の紹介を行います。
就学援助の実施	教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、通学用品費、修学旅行費の一部を援助します。

■川場村社会福祉協議会の事業（★は川場村からの委託事業）

事業名	事業内容
生活支援事業及び軽度生活援助事業の実施	高齢者、障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。
生活支援（移送サービス）の推進（再掲）	免許返納者や買い物困難者などの移動手段を確保するための取り組みを促進し、安心した暮らしが継続できる体制を推進します。
介護保険事業の運営	住み慣れた地域での在宅生活が続けられるよう、介護保険サービス（居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所）を適正に運営します。また、介護に関する相談や調整などを行います。
★ほっこり教室の実施	介護予防教室を実施することで、健康増進や心身のリフレッシュを行う機会を提供するとともに、高齢者自らの介護予防に対するニーズを満たすサービスを提供します。

（3）地域福祉を推進する仕組みづくり

■取り組むべきこと

村民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員など、村の福祉のために活動する方々を知り、見守りなどの活動に協力しましょう。 ●地域の行事などに積極的に参加し、近くの人と助け合える関係をもちましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の福祉に関する活動をしている人や組織等への支援を行います。 ●村民の福祉意識を高めるため、イベント等を実施します。 ●村民の村への愛着を高めるため、イベント等を実施します。 ●児童や生徒に対して、福祉に関する学びの機会を設けます。 ●配食サービス等、見守りなどの地域福祉や孤立防止など課題解決につながる事業を実施します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の担い手である民生委員・児童委員と連携を図ります。 ●社会福祉協議会の活動やボランティアの活動内容を広く村民に対し発信し、地域福祉への理解を促します。 ●各種募金活動を行うことで、広く村民に対し地域福祉への理解を促します。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
民生委員児童委員活動の支援	健康福祉課	地域で見守りの担い手として活躍する、民生委員児童委員の活動を支援します。
食生活改善地区組織活動の支援	健康福祉課	具体的な地域福祉活動を行っている団体や組織の強化や支援を行い、地域福祉の推進を図ります。
健康づくり推進協議会の充実	健康福祉課	
川場まつりの開催	むらづくり振興課	人と人とのふれあいを大切に、健康で明るく活力ある村づくりを行うことを目的として、村民参加による「川場まつり」を毎年7月に開催します。
川場村文化祭の開催	教育委員会	毎年11月「文化の日」を中心に、文化協会各部をはじめ、こども園児・小中学校生徒などによる作品の展示や関係団体等による即売会などを開催します。合わせて、村民の健康への意識向上のため、血圧測定や歯の健康、食育などさまざまなコーナーを設け、「健康福祉まつり」を開催します。
健康福祉まつりの開催	健康福祉課	
村民・中学校体育祭の開催	教育委員会	スポーツを通じて広く村民及び中学生の親睦と融和をはかり、体力の向上と健康増進を図るため、「村民・中学校体育祭」を開催します。
世代間交流の推進	教育委員会	地域の教育力の向上を図るため、世代間交流事業に積極的に取り組み、今後も地域に根ざした開かれた学校を目指します。
中学生による子ども議会の開催	議会事務局	将来を担う子どもたちが、川場村の更なる発展に向け、自分の考えや意見を積極的に表明する機会をつくります。 更に、地域の一員として主体的に考え、社会に参加する意識を育むとともに、川場村の議会や行政に対する関心を高めます。
川場村成人式の開催	教育委員会	川場村で新たに成人を迎えた方を祝福するために、毎年「川場村成人式」を開催します。
こども園、小学校、中学校の連携推進	教育委員会 健康福祉課	乳幼児・児童・生徒間の交流や教職員間の共通理解により、小・中学校への円滑な移行に努めるとともに、道徳教育、交流学習の推進に積極的に取り組みます。
川場学習の実施	教育委員会	小・中学校において、地域の人とのふれあいを通して、川場村の伝統や文化を学ぶとともに、郷土愛を育みます。
体験学習の推進	教育委員会	小学校において「総合的な学習時間」を活用し、農業体験・高齢者等の交流など様々な地域ふれあい体験学習を実施します。また、中学校においては、地域と学校教育が連携し、職場体験「チャレンジウイーク」を実施します。

給食試食会の実施	教育委員会	学校給食の意義や役割・歴史についての理解を深めることを目的に、給食試食会を毎年実施します。
村民文化講演会の開催	教育委員会	講演会を開催し、村民同士が顔を合わせ、つながりを深めるための機会を設けます。

■川場村社会福祉協議会の事業（★は川場村からの委託事業）

事業名	事業内容
民生委員・児童委員協議会との連携	民生委員・児童委員協議会定例会への参加を通して、地域課題の共有や解決のための協力、情報共有を行い、地域福祉の推進を図ります。
地域福祉に関する連携と情報共有	行政や地域包括支援センター、村内の社会福祉法人との連携、また、県社協や関係団体の協力を仰ぎ、課題や問題へ対応することで、地域における福祉の充実を図ります。
かわば福祉広報の発行	広報やホームページを通じて地域の交流事業や福祉事業・活動等を周知し、住民参加や福祉サービスの利用促進を図ります。
群馬県共同募金会川場村支会の運営 一般募金、歳末たすけあい募金運動の実施と配分事業	共同募金の理念を広く村民に周知し、共同募金運動への理解を深めます。一般募金や歳末たすけあい募金運動の浄財を社会福祉事業の原資とし、社会福祉事業の活性化のための適切な配分を通して、村内の地域福祉の推進を図ります。
★ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の実施	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等に実施している配食サービスを通して、健全な食生活を確保するとともに、配達時の見守りにより、安否確認ができる仕組みを推進します。

（４）複合的な課題等に対応する仕組みづくり

■取り組むべきこと

村民の役割	●生活課題を抱えてしまった場合は、課題が大きくなる前に、なるべく早く村や社会福祉協議会に相談しましょう。
村の役割	●村民の相談を総合的に受け止められる窓口を設置します。 ●各窓口も連携し、必要に応じて別な窓口の福祉サービスへ誘導できるよう体制を整えます。
社会福祉協議会の役割	●生活困窮者自立支援事業等を通じて、課題を抱えた村民に対して自立までの総合的な課題解決の支援を行います。 ●村民の複合化した課題を解決できるよう、それぞれの福祉サービスの運営主体との連携を確保し、協働による課題解決の体制を整えます。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
心配ごと相談の実施	健康福祉課	生活上のあらゆる悩みごと、困りごとに対しての相談を、人権相談・行政相談と合同して実施します。
身近な相談支援（再掲）	健康福祉課	支援対象者に対し、積極的に地域に出向いて対応するなど、身近で気軽に相談できる体制を整えます。
定例区長会議の開催	総務課	毎月定例区長会議を開催することで、村の施策・事業等に対して地区を代表する区長さんからの意見聴取を行います。
村税等の納税相談の実施	住民課	生活が困難な場合や事業不振などにより、納期限まで納税できない住民に対し、納税相談を実施します。
経営者に対する相談体制の充実	むらづくり振興課	中小企業経営者の経営改善を図るため、商工会が実施する巡回及び窓口の指導を支援します。

■川場村社会福祉協議会の事業

事業名	事業内容
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者又は高齢者の方に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。
生活困窮者自立支援事業	様々な理由で生活に困りごとや不安を抱え、貧困状態にある方の自立した生活の再生に向け、一人ひとりの状況にあわせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
群馬県ふくし総合相談支援事業（県社協事業）（再掲）	群馬県ふくし総合相談支援事業に参加し、なんでも福祉相談員を配置。どこに相談したらよいかわからないといった村民の生活や福祉に関する困りごとを、受け止める役割を担います。
川場村社会福祉法人連絡会	村内の社会福祉法人との連絡会を通して、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みへの支援、各法人のふくし総合相談支援事業においても法人相互間で協力できるよう連携の強化を図ります。

(5) 災害時に要支援者を支えるための仕組みづくり

■取り組むべきこと

村民の役割	●避難行動要支援者制度や安心カード等の趣旨を理解し、名簿作成等に協力します。
村の役割	●緊急時に村民全体が避難活動を有効に行えるよう、体制整備を行います。 ●避難行動要支援者名簿の整備をすすめます。
社会福祉協議会の役割	●災害時における住民の助け合いが効率的に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置を行います。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
緊急時の情報伝達手段の充実	総務課	村内等で発生した防災・防犯等の緊急情報を、防災無線にて知らせるだけでなく、携帯電話やパソコンへメール配信するサービスの利用をすすめます。
緊急通報装置設置事業	健康福祉課	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等において、急病時や災害発生時の連絡体制の整備として、緊急通報装置の設置を行います。
安心カードの設置事業	健康福祉課	要援護者（ひとり暮らし高齢者・身体障害者など）が、万一のとき救護の一助となるよう、住所・氏名・緊急連絡先などを記入し、専用容器に入れ冷蔵庫のドアポケットに備えておく、安心・便利な「安心カード」の設置を推進します。
福祉避難所の確保	総務課・健康福祉課	一次避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な高齢者や障がい者に対して提供される福祉避難所を、村内の社会福祉法人・事業者等と提携し確保します。
避難行動要支援者名簿の作成	健康福祉課	災害などの緊急時にしっかりと支援の手が届くよう、避難行動要支援者名簿の作成を行います。
避難活動プランの作成	総務課	地域での避難行動が計画的に行われるよう、避難行動要支援者名簿を元にした避難活動プランの作成を行います。
避難行動支援者名簿の利用体制の確保	総務課・健康福祉課	消防団や民生委員・児童委員などに対し、災害時などの際に身近な支援の手として活動してもらえよう、緊急時における避難行動要支援者名簿の共有体制を整えます。

■川場村社会福祉協議会の事業

事業名	事業内容
災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた体制整備	災害ボランティアセンターの設置、運営に向け、日頃から行政、関係機関との連携や情報共有を行います。
福祉避難所の運営	川場村と提携し、デイサービスセンターを、災害時には福祉避難所として活用します。

基本目標3 人づくり

地域福祉とは、川場村はもとより、川場村社会福祉協議会をはじめとする社会福祉事業を営む主体、ボランティアやNPO・自治会などの村民を中心とした組織、隣近所など地域のつながりに加え、村民一人ひとりも主人公です。川場村で地域福祉が推進されるためには、村民一人ひとりが福祉の主人公としての自覚を持ってもらい、活動へとつなげていく支援が必要です。

(1) 福祉人材の確保と質の向上

■取り組むべきこと

村民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サポーターの養成講座等に参加し、地域に貢献できる技術を身につけます。 ●生きがいをもって暮らしていくために、地域活動に参加します。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題を解決できる技術を身につけるための講座を、広く村民に向けて行います。 ●地域で活躍できるリーダーを育成します。 ●自主防災組織などの既存の地域組織を、維持していきます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアの人材発掘・育成・活動の推進を行います。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
高齢者福祉等の推進	健康福祉課	高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防サポーターの育成を行います。
スポーツ環境の充実	教育委員会	子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるため、優れたスポーツ指導者の育成を推進し、スポーツ環境の充実に努めます。
川場村消防団員家族慰安事業補助金の交付	総務課	川場村消防団及び家庭内の消防団活動の労をねぎらうことで、村内の自主防災組織を維持していきます。

■川場村社会福祉協議会の事業

事業名	事業内容
ボランティア人材の発掘・育成及び広報・啓発の推進	広報誌やホームページを通じて、ボランティア人材の募集、研修や講習会の情報等を発信することで、参加意識の醸成を行い、ボランティア人材の発掘・育成を推進します。
住民の積極的なボランティア参加・地域活動の推進	
ボランティアに関する情報提供	

(2) ボランティアの育成等

■取り組むべきこと

村民の役割	●介護予防サポーターの養成講座等に参加し、地域に貢献できる技術を身につけます。
村の役割	●地域課題を解決できる技術を身につけるための講座を、広く村民に向けて行います。
社会福祉協議会の役割	●村内のボランティア活動が推進されるよう、各種団体に対する協力・支援等を行います。

■川場村の事業

事業（業務）名	担当課	事業（業務）内容
高齢者福祉等の推進	健康福祉課	高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防サポーターの育成を行うとともに、地域活動の場の提供による、住民の生きがいを支援します。

■川場村社会福祉協議会の事業

事業名	事業内容
ボランティアセンターの機能強化と活動推進	ボランティアセンターの機能強化と活動推進を通して、助け合う地域や、暮らしに必要な社会資源づくりを行います。
各種団体活動への協力・支援	更生保護女性会、老人クラブ連合会、身障連川場分会、手をつなぐ親の会などの、特定の課題に対する活動を行っているボランティア団体に対して、それぞれ協力・支援を行います。
各種研修会の開催 地域福祉に関する情報提供や研修会の実施	ボランティア活動の技術を見につけてもらう目的で、各種研修会を開催します。
ボランティア連絡協議会との連携・支援	ボランティア活動団体同士の連携を促進させることで、新たなインフォーマルサービスの創出等が期待されることから、ボランティア連絡協議会との連携や支援を行います。

第5章 自殺対策推進計画

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成15年のピーク時には年間34,427人にも上り、それまでは「個人の問題」と考えられてきた自殺の問題が、「社会の問題」として広く認識されました。国では平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、自殺対策を総合的に推進した結果、平成29年においては年間の自殺者数をピーク時と比べ4割近く減少させることに成功しています。しかしながら、自殺死亡率は主要先進7か国の中で依然として最も高く、自殺者数の累計は年間2万人を超える状況であり、非常事態は続いていると言わざるを得ません。

こうした中、自殺対策基本法の施行から10年目にあたる平成28年には自殺対策基本法が改正され、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施すること等を理念とし、自殺対策の地域格差をなくし、誰もが必要な支援を受けられるよう、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの状況を受け、川場村でも自殺に関する情報収集や現状分析を通じて、川場村の自殺の実態と特性に即した決め細やかな対策に取り組むことで、村民一人ひとりのかけがえのない命を守り、ともに支え合う地域共生社会の実現のため、地域福祉計画の一分野として「川場村自殺対策推進計画」を策定するものであります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、全ての世代に対して、「生きるための包括的な支援」に取り組むための計画であり、国の「自殺対策基本法」に定められている「市町村自殺対策計画」です。

計画策定には、国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」、群馬県の「自殺総合対策行動計画」、川場村の最上位計画である「川場村第4次総合計画」の福祉分野や関連各分野に加え、関連のある個別計画等との整合性を持たせています。特に現在の自殺の現状において、原因は様々かつ複合的であることから、川場村の福祉分野を総合的に定める「地域福祉計画」と一体的に策定し、既存の福祉施策等を自殺対策の要素を加えて実施することで、効率よい地域福祉と自殺対策の推進を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、国の「自殺対策大綱」に基づいた、川場村の自殺対策を推進するための計画です。そのため、自殺対策大綱がおおむね5年をめぐりに社会情勢・諸情勢の変化を汲み取り推進状況を踏まえ見直しを行うこととしているため、本計画も5年間を計画期間とします。

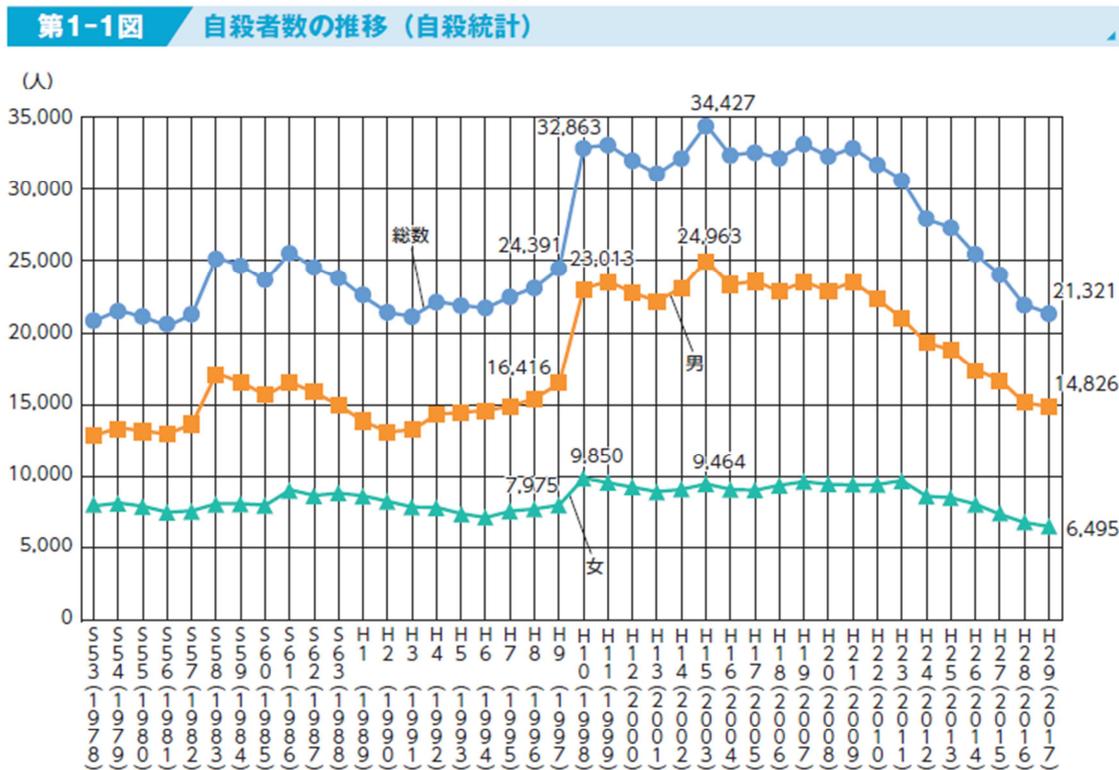
(4) 計画の数値目標

自殺対策推進計画の最終目標は、自殺総合対策大綱にも示されている通り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。大綱には、そのための中間地点として、2026年までに、自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べ30%以上減少させることを目標としていますが、本村においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をより積極的に推し進める必要があると捉えているため、本計画の目標を「年間自殺者数0人」とします。

2 わが国の自殺の特徴

(1) 自殺者数の推移

わが国の自殺者数の推移を見ると、1998年（平成10年）に初めて3万人を超え、2003年（平成15年）には統計を取り始めて最多の34,427人となりました。翌年には若干下がり、その後2009年（平成21年）までは横ばいの状態が続いたのち、2010年（平成22年）以降は減少を続けており、2017年（平成29年）では21,321人となっています。

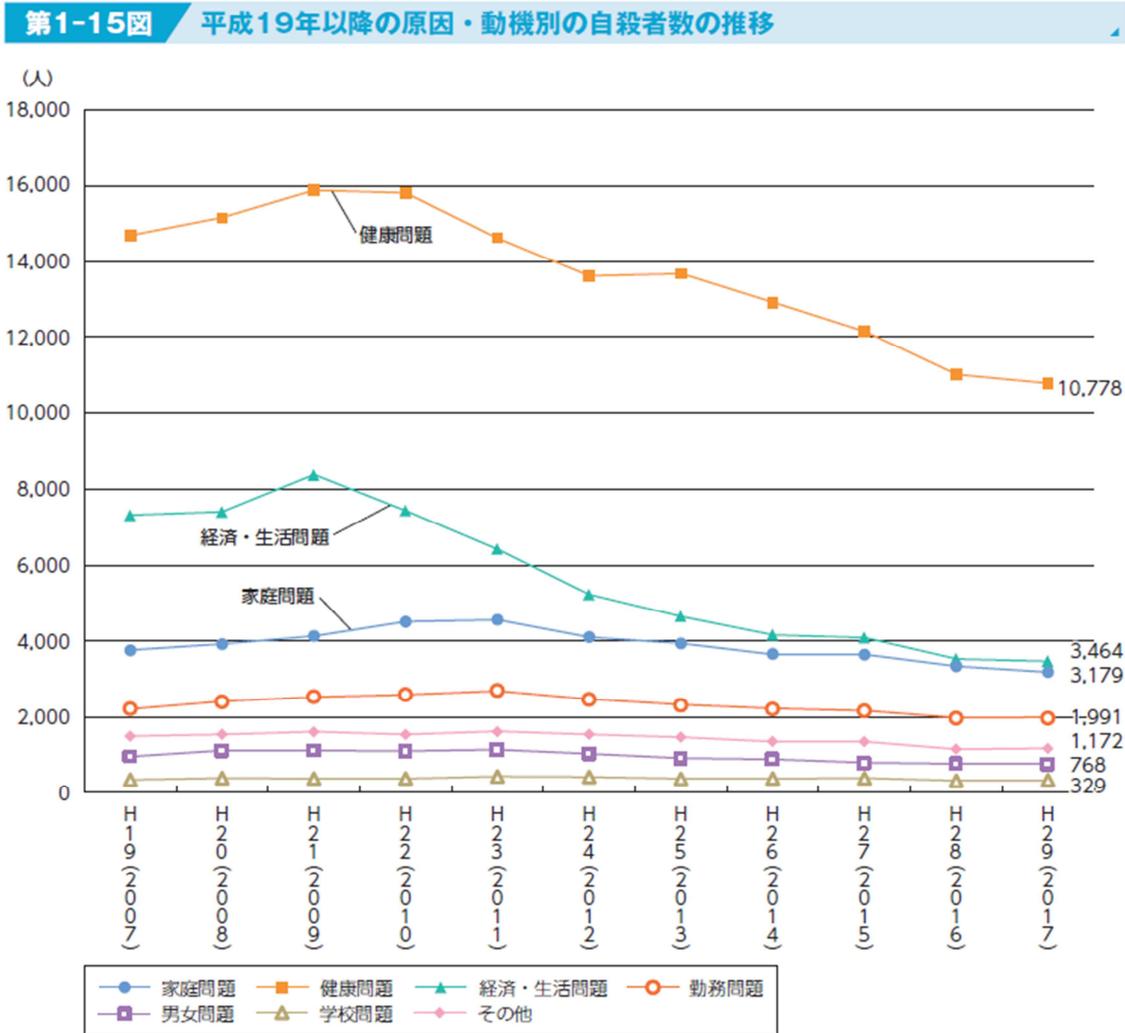


資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

※厚生労働省 平成29年自殺対策白書 より抜粋

(2) 原因・動機別の自殺者数の推移

2007年（平成19年）以降、自殺の原因・動機として、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」と続いています。「健康問題」や「経済・生活問題」の減少は著しい一方、その他の動機については、あまり大きな減少は見られません。



注) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数（平成29年は15,930人）とは一致しない。

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

※厚生労働省 平成29年自殺対策白書 より抜粋

国から提供されている「川場村自殺対策プロフィール【2017年】」、本村の高齢化率や核家族化、地域社会等の状況を鑑み、「健康問題」と「経済・生活問題」の課題を多く抱えがちな「高齢者」「生活困窮者」に対する取り組みを、本計画では特に推進します。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本方針

本計画は、本村における自殺の現状と、国の自殺総合対策大綱の基本方針等を踏まえ、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのないむら かわば」とし、以下の7つの分野に取り組んでまいります。

基本理念	取り組む分野
誰も自殺に 追い込まれる ことのない むら かわば	①地域におけるネットワークの強化
	②自殺対策を支える人材の育成
	③住民への啓発と周知
	④生きることの促進要因への支援
	⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育
	⑥高齢者
	⑦生活困窮者

4 いのち支える自殺対策における取組

(1) 具体的施策

①地域におけるネットワークの強化

本村の自殺対策を最大限効果的に行うためには、様々な主体や専門家が連携、協力しあえるネットワークづくりが大切です。自殺ハイリスク者との接点となりうる色々な窓口との、連携体制を整えます。

事業名	担当課	事業内容
民生委員児童委員活動の支援	健康福祉課	民生委員児童委員の活動を支援することで見守り活動を促進し、自殺予防へとつなげます。
相談事業	健康福祉課	面接・電話等による、心の健康相談を実施します。
各窓口の連携強化	役場内全課	心の健康相談事業やこども家庭相談窓口、新生児訪問、虐待やDV相談窓口、成年後見制度、生活困窮者自立支援相談窓口や生活保護制度担当者等、自殺ハイリスク者と接する可能性のある窓口等の連携体制を確保し、課題の共有や連携した支援へとつなげます。

②自殺対策を支える人材の育成

自殺に至る前に、悩みや課題を抱えた人に気づき、寄り添い、助言を与えることや必要な支援へと結びつけることができる人材である「ゲートキーパー」の存在は、自殺対策を推進する上で大変重要なものです。本計画期間中において、村職員はもとより、さまざまな職種、一般住民、教育関係、相談窓口や連携担当などさまざまな方が参加できるゲートキーパー研修を実施し、「寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成」を行ってまいります。

事業名	担当課	事業内容
ゲートキーパー養成研修	健康福祉課	村内のより多くの方が参加できるゲートキーパー養成研修を実施し、「寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成」を行います。
自殺対策研修等への参加推進	教育委員会	学校教職員に対し、心の病への理解等、自殺の未然防止に向けた研修会への参加を推進します。
身近な相談支援	健康福祉課	高齢者、障がい者、子育てに関する事など、村民の誰もが日常生活や様々な生活課題に直面したとき、積極的に地域に向いて対応するなど、身近で気軽に相談できる体制づくりを行います。

③住民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こりうる」ことであり、自殺をしたいと考えた時に周囲に助けを求めることが恥ずかしくないということなど、自殺対策に対する正しい認識を広く村民にもってもらおうことで、自殺対策の推進を図ります。

事業名	担当課	事業内容
自殺予防月間：自殺対策強化月間 薬物乱用防止啓発活動	健康福祉課	毎年3月の自殺対策強化月間や、9月の自殺対策予防週間、薬物乱用防止啓発活動等のポスター掲示を通じて、自殺防止や自殺ハイリスク者となりやすい薬物乱用の防止を図ります。
自殺予防についての啓発活動	健康福祉課	村ホームページを活用し、こころの不健康のサインの周知や、国や県・各種団体等の相談窓口の周知を行います。

④生きることの促進要因への支援

自殺の危険が高まるのは、「生きることへの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が大きくなったときです。そのため、「生きることへの促進要因」を大きくすることで、自殺の危険性を低下させます。今後は、課題の種類に合わせた支援体制、居場所づくりや自殺未遂者への支援、遺された人への支援等を総合的に行っていく必要があります。

事業名	担当課	事業内容
高齢者への生きがいづくり支援	健康福祉課	村内の老人クラブ等の活動支援、「ぐんまちよい得シニアパスポート事業」の推進、高齢者福祉の推進、健康相談・訪問事業等を通じて、高齢者の「生きることへの促進要因」を増大させます。
在宅介護者への支援	健康福祉課	教室等を通じた技術的な支援、介護慰労金の支給、居宅介護者同士の交流を通じたいたわりあいの場作り等を行うことで、ストレスを抱えるリスクのある居宅介護を行っている村民の「生きることへの促進要因」を増大させます。
相談窓口等の整備・活動支援	役場内全課	課題がある人は自殺リスクが高まることが考えられるため、高齢者・障がい者・子育てや経営者に対する相談窓口の整備、保健師等が介入を行う健康相談・訪問事業の推進、地域の気軽な相談相手である民生委員児童委員等の活動支援を行い、自殺リスクの低減を図ります。
自殺予防についての啓発活動	健康福祉課	村ホームページを活用し、こころの不健康のサインの周知や、国や県・各種団体等の相談窓口の周知を行います。

⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか方法を教えることや、つらいときや苦しいときには助けを求めても良いという意識を児童生徒のころから教育として行うことで、子どもを取り巻く自殺のリスクを低下させることができます。そのためには、SOSの出し方に関する教育の実施や、教育の実施が円滑に進められるための連携体制の整備等が必要です

事業名	担当課	事業内容
いじめ問題対策推進	教育委員会	小・中学校において、児童生徒による主体的ないじめ防止活動を推進します。
「こども家庭相談窓口」の設置	健康福祉課	専用電話を設置し、子育てや親子関係などについての電話相談に応じます。
児童や高齢者虐待、障害者虐待、DV防止の相談	総務課・健康福祉課	虐待やDV防止に向けた知識の普及・啓発活動を行い、地域における見守りを推進します。また、関係機関との連携を通して、相談体制等を確保します。
ゲートキーパー養成講座・自殺対策研修等への参加推進	教育委員会	学校教職員に対し、心の病への理解等、自殺の未然防止に向けた研修会やゲートキーパー養成講座への参加を促します。

⑥高齢者

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に応じた支援や働きかけが必要です。そのため、包括的な支援のための連携の推進、地域における要介護者に対する支援、高齢者の健康不安に対する支援、社会参加の強化と孤独・孤立の予防等が必要となります

事業名	担当課	事業内容
高齢者福祉等の推進	健康福祉課	高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防サポーターの育成を行います。
身近な相談支援	健康福祉課	支援対象者に対し、積極的に地域に出向いて対応するなど、利用者にとって身近で気軽に相談しやすい体制づくりを行います。
在宅介護者への支援	健康福祉課	教室等を通じた技術的な支援、介護慰労金の支給、居宅介護者同士の交流を通じたいたわりあいの場作り等を行うことで、ストレスを抱えるリスクのある居宅介護を行っている村民の「生きることへの促進要因」を増大させます。
認知症高齢者の見守り事業	健康福祉課	認知症の方も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者の相談窓口の設置、知識の普及・啓発活動、地域での支え手となる認知症サポーター養成講座等を実施します。
高齢者の生きがいと健康づくり支援	健康福祉課	補助金の交付を通じて、単位老人クラブ及び川場村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図り、地域の高齢者の社会参加を促します。
高齢者の定期予防接種の推進	健康福祉課	高齢者を対象とした、インフルエンザや肺炎球菌の定期接種を推進します。
介護予防・日常生活支援総合事業の実施	健康福祉課	要支援または要支援状態となる恐れのある高齢者を対象とした、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させます。また、地域の支え合い体制づくり、認知症施策等の推進を行います。

⑦生活困窮者

生活困窮に至る原因は、直接的な原因である経済的課題以外にも、障がいや精神疾患、家族の介護など、色々な課題を複合して抱えてしまった結果であることが多く、これは「関係性の貧困」と呼ばれています。「関係性の貧困」に対応し自殺リスクを減らしていくためには、総合的窓口として機能する相談支援体制の構築、生活の拠点としての居場所づくりの支援、既存の生活困窮者自立支援制度の積極活用などを行っていく必要があります。

事業名	担当課	事業内容
各窓口の連携強化	役場内全課	心の健康相談事業やこども家庭相談窓口、新生児訪問、虐待やDV相談窓口、成年後見制度、生活困窮者自立支援相談窓口や生活保護制度担当者等、自殺ハイリスク者と接する可能性のある窓口等の連携体制を確保し、課題の共有や連携した支援へとつなげます。
川場村村営住宅管理事業	田園整備課	低所得者に対し、村営住宅の紹介を行います。

(2) 成果指標

「(1) 具体的施策」にて示した各施策が、どれくらい推進されたかを推し量り、進行管理とするために、下記の項目を指標として設定します。

項目	2018年度現在 (平成30年度)	2022年度
自殺対策の研修参加者数	新規	100人
川場村職員の自殺対策の研修参加者数	新規	30人
自殺予防週間の認知度	47.2% (※)	70% (※)
自殺対策強化月間の認知度	40.5% (※)	70% (※)
よりそいホットライン	24.7% (※)	70% (※)
こころの健康相談統一ダイヤル	36.4% (※)	70% (※)
群馬県いのちの電話	50.4% (※)	70% (※)
ゲートキーパーの認知度	19.4% (※)	35% (※)

※：「よく知っている」「名前は聞いたことがある」の合計値

第6章 成年後見制度利用促進計画

1 権利擁護を取り巻く現状

以前の福祉サービスは、申し込みをした希望者に対し、行政による審査を通して利用可否や利用先が決定される「措置制度」により提供されていました。しかし、利用者の意向が尊重されにくいため、現在では、利用者が福祉サービスを主体的に選択し契約する「契約制度」に移行されています。しかしながら、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方にとっては、適切な福祉サービスを選び契約することが困難であるという課題があります。

更に、核家族化や超高齢社会を迎えた現在、ひとり暮らし高齢者の増加や、知的障がいや精神障がいなど判断能力が十分でない方の家族の支えがなくなってしまうことなどにより、適切な福祉サービスを得られない人が増加していくことが懸念されています。

このため、国では「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定、判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をするサービスを提供することで、地域で誰もが自分らしく暮らしていけるためのシステムの整備を進めています。

成年後見制度に関わる法令

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第12条第1項（抜粋）

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第23条（抜粋）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。

2 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、以下のスケジュールで進行されます。また、県にて策定される計画や県社会福祉協議会の動向等とも歩調を合わせ、整合性のある各種施策の整備・推進を行って参ります。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
成年後見制度利用促進基本計画のスケジュール	成年後見制度利用促進基本計画				
川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画	見直し 第1期計画				
I 制度の周知	パンフレット、ポスター等による制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の推進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の推進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の推進				
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活動状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目処：平成31年5月まで				

3 本計画の期間について

本計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間を基本とします。しかし、社会情勢、法制度、村内の状況等の変化により、必要に応じて、計画の見直しや前倒しでの次期計画の策定を行うこともあります。

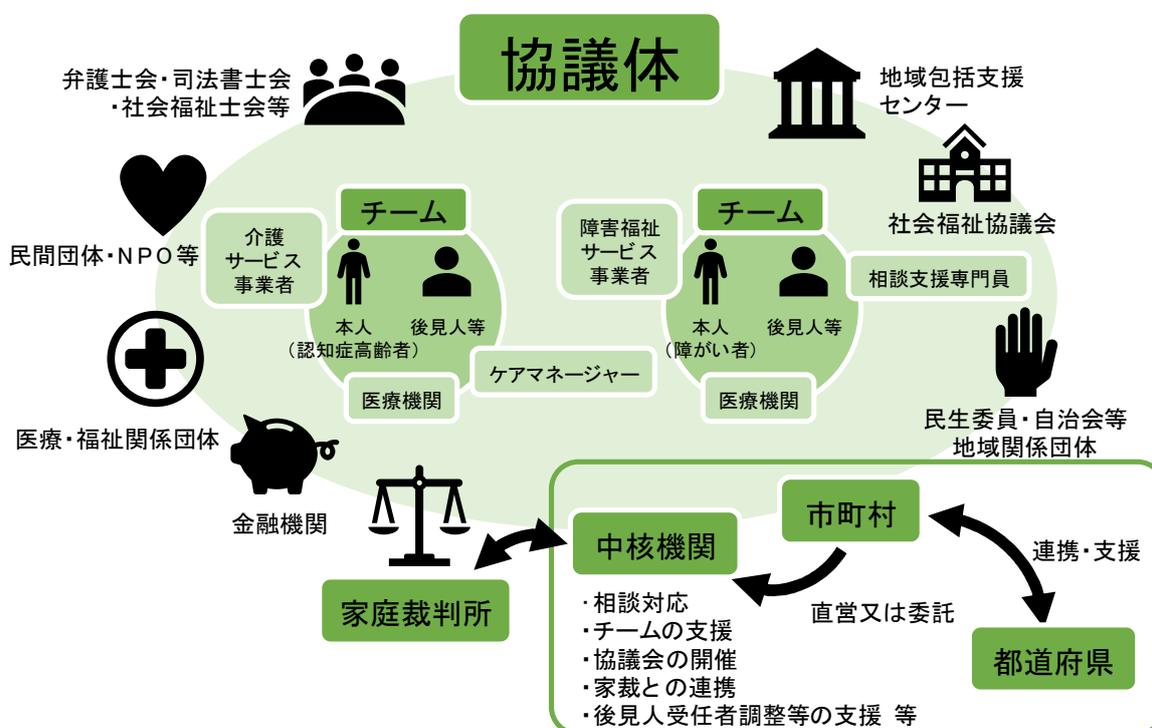
4 推進施策

本計画は、成年後見制度の利用促進のために、①窓口の設置と周知、②適切な制度運用のための体制整備、③助成制度等利用促進のための支援の確保、を念頭に事業を実施します。

■川場村の事業

事業名	担当課	事業内容
成年後見制度の研修会の実施	健康福祉課	村の広報誌や地域包括支援センターが実施する研修会を通じて制度を広く周知し、成年後見制度の利用促進を行います。
成年後見制度利用支援事業	健康福祉課	市町村申し立てに関わる低所得の高齢者や障がい者に関する成年後見制度の申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。
日常生活自立支援事業の利用勧奨	健康福祉課 (社会福祉協議会)	必要に応じて、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の利用勧奨を行います。
成年後見制度の周知・啓発活動	健康福祉課 (社会福祉協議会)	ポスターやパンフレット、ホームページにて、成年後見制度の周知を行います。
地域連携ネットワーク等との連携体制の確保	健康福祉課 (社会福祉協議会)	将来的に設置が見込まれる、本村も対象となる広域的な地域連携ネットワーク等に対し、スムーズに連携の取れる体制を確保します。

□地域連携ネットワークのイメージ



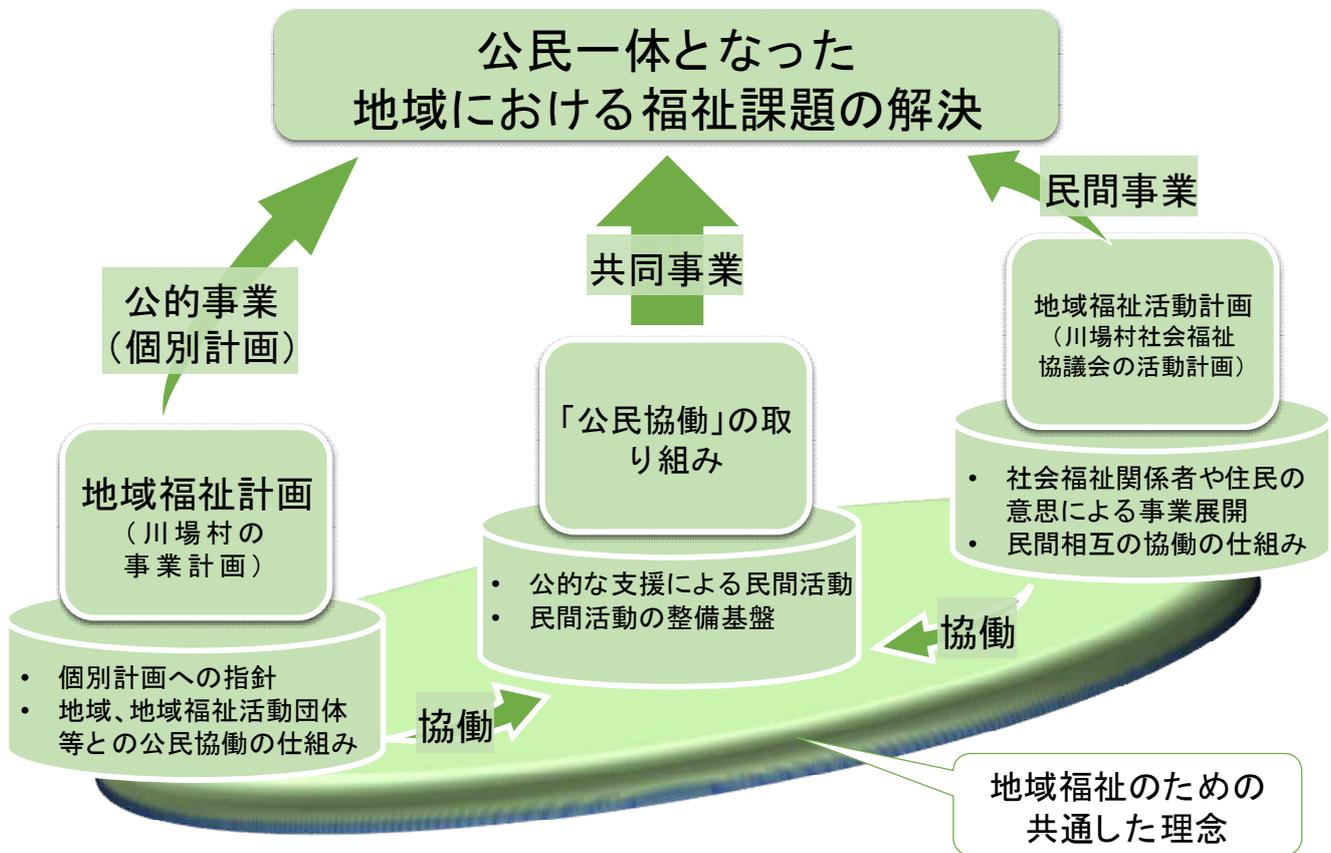
※厚生労働省 「成年後見制度利用促進に向けた都道府県の役割について」掲載の図より作成

第7章 計画の推進と進捗の管理

1. 計画の推進

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、行政だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体も、地域福祉の担い手としての意識を持ち、互いに協働し合って進めていくことが必要です。

このため、川場村による、地域福祉に係る具体的な方向性、住民・地域支援や施策を示す「地域福祉計画」と、川場村社会福祉協議会による、地域の社会福祉活動の推進を目的とした具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助、互助・共助、公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域共生社会の実現”を進めます。



2. 計画の進捗及び評価

(1) 計画の公表

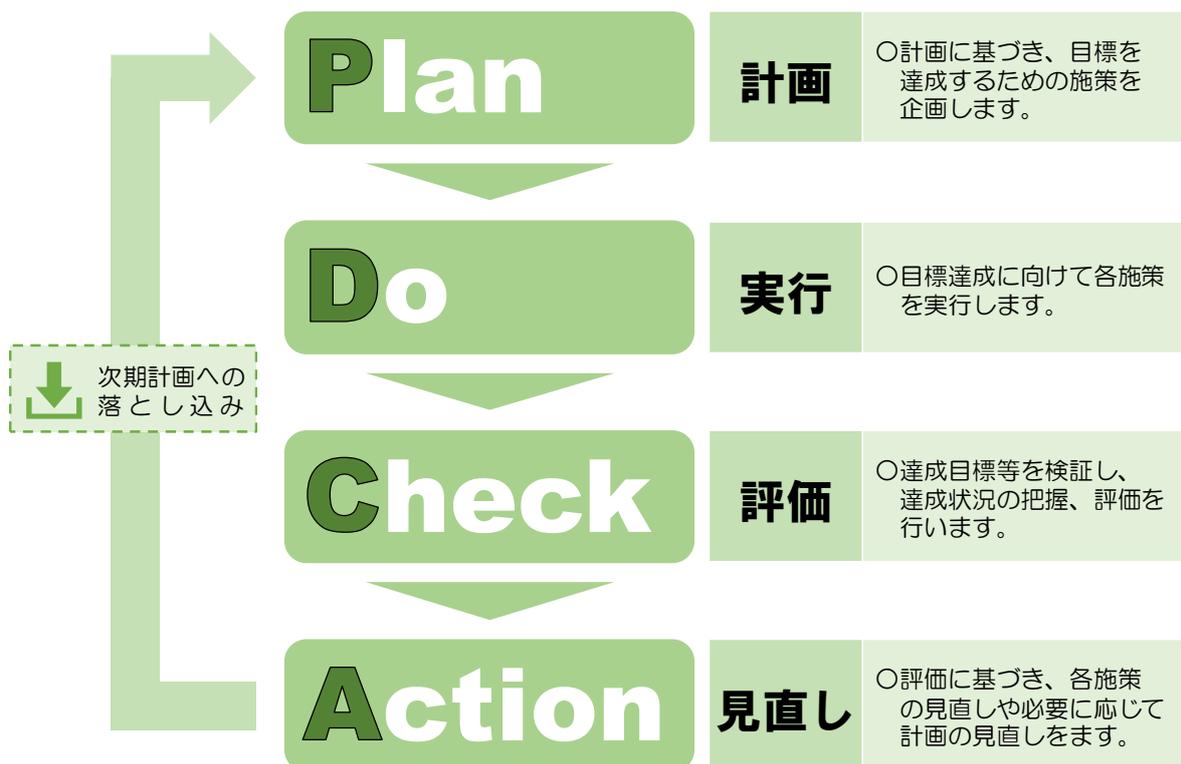
地域福祉を推進するためには、川場村だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体が地域福祉の主人公としての意識を持ち、両計画が目指す地域福祉の方向性や各種の施策・取り組みについて、共通の理解をもつことが重要です。

このため、川場村及び川場村社会福祉協議会の広報等を通じて本計画を公表し、村全体で目指す地域福祉の推進について幅広く周知します。

(2) 計画の進捗及び評価

本計画は、川場村と川場村社会福祉協議会だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供する様々な主体との協働により推進されるものです。地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、地域関係者、川場村役場関係各課、川場村社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。



資料編

1. 計画策定の経過

年月日	会議名	内容
2018年6月1日	第1回策定委員会	・計画策定について
2018年7月	アンケート調査実施	
2018年10月	ヒアリング調査実施	
2018年10月29日	第2回策定委員会	・アンケート調査報告 ・計画原案（骨子）について
2019年1月30日	第3回策定委員会	・計画書最終素案について
2019年2月12日～ 22日	パブリックコメント実施	
2019年3月	第4回策定委員会	・パブリックコメント結果報告

2. 川場村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長が会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員定数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局は、川場村健康福祉課及び川場村社会福祉協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行後、最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

3. 川場村地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	委員会 役職	団体名等	役職名	氏名
1	委員長	川場村議会	総務文教常任委員長	つのだ せんじ 角田 宣治
2	副委員長	川場村民生委員児童委員協議会	会長	ちぎら としお 千木良 敏雄
3	委員	川場村議会	総務文教常任副委員長	ほそや いちえ 細谷 市衛
4	〃	川場村社会福祉協議会	理事	こばやし かすお 小林 和夫
5	〃	川場村区長会	会長	のぶさわ とみじ 信澤 富治
6	〃	川場村民生委員児童委員協議会	副会長	かねこ みつえ 金子 みつ江
7	〃	川場村婦人会	会長	よしの かずこ 吉野 かず子
8	〃	川場村ボランティア連絡協議会	会長	こばやし まさし 小林 正志
9	〃	川場村老人クラブ連合会	会長	くぼた みつる 久保田 充
10	〃	身障連川場村分会	会長	せき あきこ 関 昭子
11	〃	川場村手をつなぐ親の会	会長	すの はら かすみ 春原 香澄
12	〃	川場村教育委員会	教育長職務代理者	よしの けいいち 吉野 恵一 せき きょうじ 関 京治 (10月1日より、職務代理者就任)
13	〃	川場村学校長	代表(川場中学校長)	いぐち まさゆき 井口 昌之
14	〃	かわば森のこども園	園長	たかなし ひろたか 高梨 弘孝
15	〃	川場村子ども会育成連絡協議会	会長	つのだ よしかず 角田 順和
16	〃	川場診療所	医師	しら い ゆたか 白井 豊
17	〃	川場春光園	施設長	のぶさわ まゆみ 信澤 真由美
18	〃	川場村商工会	経営指導員	とさか けいじ 登坂 経二
19	〃	川場村母子保健推進員	会長	まつい さいこ 松井 さい子
20	〃	川場村人権擁護委員	委員	みやうち えいこ 宮内 栄子
助言者		群馬県社会福祉協議会	参事兼地域福祉課長	なかごし しんいち 中越 信一
		群馬県社会福祉協議会	主幹	やまた まさこ 山田 真喜子

4. 事務局

No.	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	川場村健康福祉課 課長	宮 田 重 雄
2	川場村健康福祉課 介護保険係 参事	小 林 貴美江
3	川場村健康福祉課 健康保険係 係長	春 原 久 代
4	川場村健康福祉課 健康保険係 保健師	千 明 美 幸
5	川場村健康福祉課 福祉係 主査	戸 部 俊 明
6	川場村健康福祉課 福祉係 主事	佐 藤 恭 祐
7	川場村社会福祉協議会 事務局長	栗 原 貴 子
8	川場村社会福祉協議会 次長	外 山 政 文

川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画

川場村役場 健康福祉課

〒378-0101

群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL : 0278-52-2111

FAX : 0278-52-2333

社会福祉法人 川場村社会福祉協議会

〒378-0101

群馬県利根郡川場村大字谷地 3086-1

TEL : 0278-50-1122

FAX : 0278-50-1123
